

平成27年度入学者用

2015

履修の手引

教養学部



明星学苑が目指すもの

明星学苑は、建学の精神である「和の精神のもと、世界に貢献する人を育成する」ことをもって社会に寄与することをその使命とします。

教 育 方 針

1. 人格接触による手塩にかける教育
2. 凝念を通じて心の力を鍛える教育
3. 実践躬行の体験教育

校 訓

健 康、 真 面 目、 努 力

本 学 の 教 育 目 標

全人教育に基づいた、地域社会に貢献できる人の育成

平成27年度入学者用

2015

履修の手引

教養学部



目 次

大学での学修のスタート	進級と卒業
1. 履修の手引 4	1. 進級判定 15
2. ガイダンス 4	2. 卒業判定 16
3. 大学からの連絡方法 4	
4. 質問・相談 4	
大学の授業	履修に関する各種制度と諸注意
1. 授業の期間（学年・学期） 5	1. 特別履修・聴講 17
2. 授業科目の履修 5	2. 受講免除 17
3. 授業時間 5	3. 休学者が復学した場合の履修 17
4. 出席 5	
5. 休講・補講、教室変更 6	
6. 公共交通機関が運休した場合の授業の取扱い 7	
授業科目の構成	教養学部のカリキュラム
1. 授業科目の区分 8	1. 教養学部の教育目的 18
2. 授業科目の分類 8	2. 教養学部の学位 18
3. 授業科目の配当学年 8	3. 教養学部地域教養学科の教育の目標 18
4. 授業科目のナンバリング 9	4. 教養学部地域教養学科の3つのポリシー 19
5. 全学共通教育科目 20	
6. 専門教育科目 20	
7. 卒業要件と授業科目 22	
8. 科目一覧およびカリキュラムツリー 22	
9. 履修モデル 30	
単 位	教職課程（教員免許状の取得）
1. 単位数 10	1. 教職課程 44
2. 単位の認定 10	2. 小学校教諭一種免許状 52
履修計画・登録	各種資格
1. 年間履修登録単位数の上限 11	1. 社会調査士 55
2. 履修登録の決まりごと 11	2. 日本語教員 56
3. 再履修 11	
試 験	
1. 定期試験 12	
2. 追試験 13	
3. 再試験 13	
4. レポート 13	
成 績	
1. 成績評価 14	
2. G P A制度 14	
3. 成績表・卒業合否通知 14	

大学院

1. 大学院概要	58
2. 履修要綱	62
3. 大学院教職課程	69

学則等諸規則

1. 学則	70
2. 大学院学則	74
3. 学位規程	77
4. 研究生規程	78
5. 研究生手続要領	78
6. 科目等履修生申込手続要領	79
7. 聴講生申込手続要領	79
8. 転部・転科に関する細則	80
9. 再入学に係わる内規	80

学校法人明星学苑 個人情報保護への取組み

キャンパス案内図

大学での学修のスタート

大学での学修は、一人ひとりがそれぞれの勉学の目標を定め、入学時から卒業までの長い期間にわたって、余裕のある計画を立てることから始まります。

計画を立てた上で、自分で受講する授業科目を考え、決定し、受講することになります。このことを「履修」といいます。

1. 履修の手引について

本書「履修の手引」は、教養学部の履修方法について解説したものです。熟読し、自分で履修の計画を立てられるようにして下さい。

大学では単位制を採用しています。本書では、進級時や卒業時に必要な単位数・科目についても解説しています。熟読し、進級や卒業の決まりについてよく理解しておいて下さい。

2. ガイダンスについて

大学では、新しい学年のはじめに「ガイダンス」を行い、科目の履修方法・登録方法・変更点などを説明します。

学生にとって、ガイダンスは必要な情報を得ることのできる重要な機会ですので、必ず出席して下さい。また、年次に応じた詳しい説明などのお知らせがありますので、毎年、出席して下さい。

ガイダンスを欠席して必要な情報が得られないと、結果的に自分が不利益を被ることになりますので、注意して下さい。

3. 大学からの連絡方法について

大学では連絡事項など必要な情報は、原則として「掲示」によって行います。少なくとも1日1回は必ず掲示板を確認する習慣をつけて下さい。

掲示した内容はすべて学生に伝達されたものとして取り扱います。特に休講・補講・試験・学生呼び出しなどの連絡事項については十分に注意して下さい。

掲示を見落としたことにより不利益を被っても、学生各自の責任となります。

4. 質問・相談について

(1) 履修相談

履修に関する質問・相談は教務学生支援センターにて行います。

○授業日 9:00 ~ 18:00 (土曜日9:00 ~ 15:00)

○授業日以外 9:00 ~ 17:00 (土曜日9:00 ~ 15:00)

進級や卒業要件等について、少しでも分からぬことがある学生は教務学生支援センターに来局し、相談して下さい。

(2) 教員に質問・相談をしたい場合

【専任教員】先生方の研究室を訪ねて下さい。

【非常勤講師】教務学生支援センターへ申し出て下さい。

○前もって、教員の出講日、オフィスアワーを確認して下さい。

○研究室や出講日がわからない時は教務学生支援センターで確認して下さい。

(3) 学修総合支援センターの利用

本学は、学修総合支援センターを設けており、専任教職員及び大学院生等が質問・相談に応じます。なお、詳細は掲示板にて確認して下さい。

大学の授業

1. 授業の期間（学年・学期）について

本学の「学年」は4月1日から翌年3月31日までの間とし、1年間の学修期間を2つの学期に区分しています。

前期 4月1日から9月21日まで

後期 9月22日から翌年3月31日まで

2. 授業科目の履修について

授業科目の履修方法は、すべて学則に定められています。学生のみなさんは学則に基づいて履修計画を立て、卒業に必要な単位を修得しなければなりません。

本書「履修の手引」は、学則を基に授業科目の履修方法を解説したものですので、熟読し、計画的に履修して下さい。

大学では毎年、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。履修登録とは、学則によって定められたカリキュラムに基づき、自分で履修すべき授業科目を選択し、登録・申請することです。卒業のための要件は厳格に定められていますので、1年生から計画的に履修する必要があります。

履修登録の方法については、本手引P.11「履修計画・登録」を参照して下さい。

3. 授業時間について

授業時間は原則として下表のとおりです。

本学における1回の授業時間は90分を基準としています。ただし、定期試験のときは時限・時間が異なることがありますので、十分に注意して下さい。

時 限	授 業 時 間
1	9：00～10：30
2	10：40～12：10
3	13：00～14：30
4	14：40～16：10
5	16：20～17：50
6	18：00～19：30

4. 出席について

カードリーダーが設置してある教室では、授業開始前に学生証を必ずかざして下さい。学生証を忘れた場合は、教員に申し出て下さい。

また、カードリーダーが設置されていない教室では、教員が出席の確認をします。

大学ホームページから各授業の出席状況を確認することができます。

<http://ams07web.iwakimu.ac.jp/syusseki/> （※ ユーザーID、パスワードによるログイン）

カードリーダー設置教室は下表のとおりです。

建物名(建物番号)	教室番号					
2号館(2)	AV大講義室	102	105	106		
	201	202	204	205	206	207
	301	302	303	304	305	306
3号館(3)	101	102				
	201	202	203	204		
	301	302	303	304		
3号館西棟(3W)	301					
図書館・学習センター(4)	視聴覚教室					
6号館(6)	101	103	104	106		
	201	205				
	301	302	303	304		
	401	402	405			
薬学部棟(16)	105	106	107	108		
	201	202	203	204	205	206
	208	209	210	212	213	

※読み取り時間帯による出欠の扱いについて

読み取り時間帯	出欠状況
授業開始10分前から開始まで	出席
授業開始時から開始後30分まで	遅刻
授業開始後30分以降	例外
読み取りが無い場合	欠席

} 出席扱い
} 欠席扱い

5. 休講・補講、教室変更について

- (1) 授業担当教員から教務学生支援センターに休講・補講、教室変更の連絡が入り次第、本館1階に設置してある電子掲示板および大学ホームページにてお知らせします。
- (2) 休講情報は、大学で発行する個人ごとのメールアドレスにも配信します（登録者のみ）。携帯電話等への転送もできます。詳細は「IMUCS8利用の手引き」を参照して下さい。
- (3) 授業開始時刻後であれば、係員が直接教室へ行き、口頭で連絡します。ただし、教室の黒板を使っての休講連絡はしません。
- (4) 授業開始時刻を30分経過しても休講等の連絡がない場合は、受講している学生の代表者（誰でも構いません）が教務学生支援センターへ来て指示を受け、その指示を受講者全員に確実に伝えて下さい。
- (5) 休講となった授業は、補講期間または教員の指定する期日に補講を行います。
- (6) 学生からの休講・補講、教室変更に関する電話、電子メールなどでの問い合わせには一切応じられません。
※当日のお知らせになる場合もありますので、各自で確認して下さい。

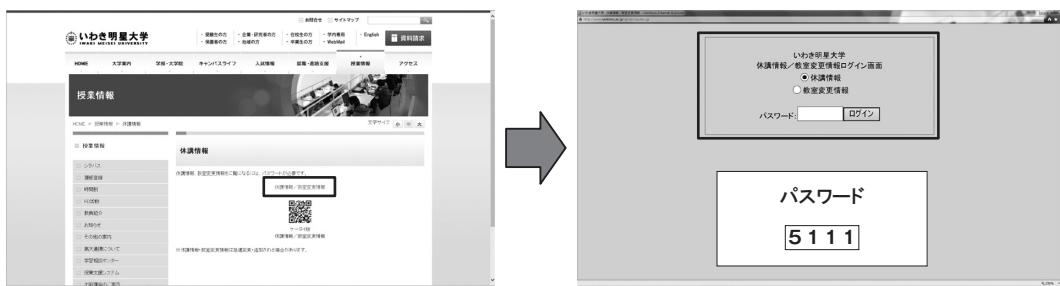
【大学ホームページによる確認】

- (1) いわき明星大学ホームページ (<http://www.iwakimu.ac.jp/>) から授業情報へ進み、
休講情報ボタンをクリックして下さい。



- (2) 以下の、**休講情報／教室変更情報**をクリックして下さい。

※携帯電話で下図のQRコードを読み込み、休講情報を確認することもできます。



次にログイン画面にパスワードを入力し、**ログイン**をクリックします。

【休講、教室変更情報のパスワード（固定）】 5 1 1 1

- (3) 休講情報・教室変更情報画面が表示されます。

【休講・補講情報】

【教室変更情報】



6. 公共交通機関が運休した場合の授業の取扱いについて

公共交通機関	基準時刻	運休による授業の取扱い
○電車：東日本旅客鉄道 ○バス：新常磐交通	午前7時現在 (NHKニュース)	大学ホームページにて、休講情報などの確認をして下さい。

※電話もしくは電子メールなどの問い合わせには一切応じられません。

授業科目の構成

1. 授業科目の区分について

授業科目は、その内容により、以下のように区分されています。

- 全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）
- 専門教育科目（基本科目、メジャー科目、サブメジャー科目、キャリアデザイン科目、専門ゼミ・卒業研究）

また、学修期間により、以下のように区分されています。

- 通年科目：1年間（30週）にわたって履修する科目
 - 前期科目：前期（15週）にわたって履修する科目
 - 後期科目：後期（15週）にわたって履修する科目
- ※なお、夏期休業中などの期間に集中して授業を行う場合があります（=集中講義）。

2. 授業科目の分類について

必修科目	卒業資格を得るために必ず修得しなければならない科目
選択必修科目	卒業に必要な所定の単位数を満たす上で、指定された範囲から選択し、一定の単位数以上、必ず修得しなければならない科目
選択科目	卒業に必要な所定の単位数を満たす上で選択できる科目
自由科目	卒業に必要な単位の中に含まれない科目

3. 授業科目の配当学年について

授業科目は、その開講される学年（配当学年）が定められ、順序づけられています。したがって、自分の学年に配当された授業科目および自分の学年より下の学年に配当された授業科目を履修しなければなりません（再履修を含む）。

なお、自分の学年より下の学年に配当された科目の履修については、自分の学年の必修科目と時間割上重複する場合があることを承知しておいて下さい。

4. 授業科目のナンバリングについて

ナンバリングとは、授業科目に適切な番号を付して分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みのことです。本学では、6桁の記号を用いています。

- (1) 最初の3桁の記号（アルファベット）は科目記号を表します（下表参照）。
- (2) 4桁目の記号（数字）は各科目的分野を表します。
- (3) 5桁目の記号（数字）は学年・学期を表します（例：1年前期は1、1年後期は2）。
- (4) 最後の記号（数字）は各分野・学期ごとの通し番号です。

（例）地域教養の学び

R	L	A	1	1	1
↓	↓	↓	↓	↓	↓
科目記号	分野	学年・学期	通し番号		

○科目記号

FLP	外国語教育科目
GEN	全学共通教育科目（外国語を除く）
RLA	基本科目、専門ゼミ・卒業研究
CAR	キャリアデザイン科目
SOC	地域と社会メジャー
PSY	心理と人間行動メジャー
COM	国際コミュニケーションメジャー
REC	復興支援サブメジャー
RPP	地域公共政策サブメジャー
BUS	地域とビジネスサブメジャー
ICT	ICTサブメジャー
JPN	日本語・日本文化サブメジャー
EDU	教職サブメジャー

単位

本学では単位制を採用しています。単位制とは、授業科目にそれぞれ定められた単位があり、その授業科目を履修して試験に合格すれば単位を与えられる制度をいいます。

教養学部では、4年以上本学に在学して、所定の単位を修得すれば卒業と認定し、学士の学位が授与されます。

※ただし、休学期間は在学年数に算入しません。

1. 単位数について

授業科目の単位数は、すべて学則で定められています。単位数とは、授業科目の学修に必要な時間量のこととで、履修した授業科目の学力が一定レベルに達したときに与えられるものです。

各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする構成内容をもって1単位とすることを標準とします。

ただし、単位数の算出方法は授業の種類や形態によって異なり、授業の方法に応じた教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して決められます。授業の他に、予習・復習といった教室外での学修時間も含めて成り立っています。

本学の場合、原則として次の基準により単位数を計算しています。なお、本学では1时限の授業を2時間とみなしています。

講義・演習	15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
実験・実習・実技	30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

卒業研究の単位は、8単位です。

2. 単位の認定について

授業科目を履修し、下記の条件を満たせば、所定の単位が認定されます。

- 履修登録が確実に行われていること。
- 当該科目の授業に3分の2を超えて出席していること。
- 当該科目の評価が合格点（P.14参照）に達していること。

履修計画・登録

それぞれの年度でどのような授業科目を履修するかという計画を「履修計画」といいます。

また、年度の初めごとに、履修の手引、シラバス、時間割表に従って、その学年に履修しようとする科目を選択し、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。

1. 年間履修登録単位数の上限について

授業科目の履修にあたっては、系統的かつ総合的な学修を考慮し、予習・復習時間を十分に確保し、計画的な履修が行えるように当該年度に登録できる単位数の上限を設けています。

年間履修登録単位数の上限：45単位

2. 履修登録の決まりごとについて

- 履修登録は「前期のみ開講」、「後期のみ開講」、「集中講義による開講」などに係らず、年間すべての科目を履修登録しなければなりません。登録漏れのないようにして下さい。
- 履修登録をしていない科目は、受講して試験を受けても単位が認められません。
- 時間割表の2ヶ所以上で開講されている科目については、どこか1ヶ所で履修して下さい。
- 一度単位を修得した科目を再度履修することはできません。
- 同一时限に2科目以上を履修登録することはできません。
- 後期授業開始後の所定の期间内に限り、登録内容の変更（科目の追加・変更）を認めます。
- 前期で修得できなかった科目を削除して、後期に新たな科目を追加することはできません。
- 一度修得した単位および成績は取り消すことができないので、慎重に計画を立てて下さい。
- 履修登録の有効期限は当該年度限りであり、履修登録は毎年度行わなければなりません。

3. 再履修について

再履修とは、前年度またはそれ以前に履修登録をして単位を修得できなかった科目を、翌年度以降に改めて履修することです。

再履修に際して注意する事項は、次のとおりです。

- 必修科目的単位を修得できなかった場合は、必ず再履修して修得する必要があります。
- その他の科目について、再履修するかどうかは、各自の意思に任せられています。
- 再履修科目と自分の学年に配当された科目的授業時間が重なる場合は、原則として、自分の学年の科目を履修して下さい。
- 再履修科目的履修登録・試験などは、新規に履修する科目的場合と同様となります。
- 再履修クラスが設けられている科目については、再履修クラスで受講しなければなりません。

試験

本学では定期試験及び臨時試験（追試験、再試験）を次のように分類します。

1. 定期試験について

定期試験とは、「前期末、学年末に定期的に行う試験」をいいます。原則として、講義終了後に実施します。定期試験を実施する科目・時間については、掲示にてお知らせしますので、必ず確認して下さい。

定期試験の実施時間は下表のとおりです。なお、試験時間を間違えた場合は、追試験を受けることができませんので、注意して下さい。

試験時限	60分の場合	90分の場合
1	9：00～10：00	9：00～10：30
2	10：40～11：40	10：40～12：10
3	13：00～14：00	13：00～14：30
4	14：40～15：40	14：40～16：10
5	16：20～17：20	16：20～17：50
6	18：00～19：00	18：00～19：30

※チャイムは通常授業通りです。

〈試験時の注意事項〉

試験の際には、以下に示す事項を厳守して下さい。

- ① 受験できる科目は、年度初めに「履修登録」をし、許可を受けたものに限られる。
- ② 授業の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。
- ③ 授業料等未納者は、全ての科目の受験資格を失う。
- ④ 受験に際しては、次のことに留意すること。
 - 試験場は授業が行われる講義室とは異なる場合があるので注意すること。
 - 受験の際は、学生証を提示すること。学生証の提示場所は、座席の通路側の机上とする。なお、写真および契印のない学生証は無効である。
 - 定期試験当日に学生証を忘れた者は、教務学生支援センター窓口で仮学生証（有料、当日限り有効）を発行してもらうこと。
 - 答案には、学部、学科、学籍番号、氏名を明瞭に記入すること。
記入していない答案は無効となる。
 - 特に許された参考資料等の他は、試験場に持ち込むことができない。
 - 不正行為をした者には、次の処分が行われる。
 - i. その時点で受験を停止する。
 - ii. それ以降の期間内の受験はできない。
 - iii. 不正行為科目および受験できない科目の成績はつけられない。
 - iv. その氏名を学内に掲示する。
 - その他、試験場ではすべて試験監督者の指示に従うこと。

2. 追試験について

追試験とは、「病気その他やむを得ない事情により、定期試験を受けられなかった学生を対象に行う試験」をいいます。ただし、追試験の評価は下表のとおりです。

(1) 追試験の申込み

当該本人が、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を教務学生支援センターへ提出し、申込みを行います。審査の上、許可証を発行します。

(2) 認められる事由、必要書類、評価基準

事由	必要書類	評価基準
1. 感染症*	医師の診断書	100点満点
2. 実習等（教育実習、介護体験、福祉実習、インターンシップ等）	担当部署の発行する書類	
3. 就職試験	就職試験案内等（受験票）	
4. 忌引（第一親等～第三親等）	死亡診断書の写等	
5. 交通機関の遅延	遅延証明書	
6. 交通事故	事故証明書	
7. 裁判員裁判	公的証明書	
8. その他の公的な事由	公的証明書	
9. その他の私的な事由	学生の所属する学部の学部長押印のある理由書	90点満点

*感染症は、学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症とする。

(3) 追試験料

前掲出表の「9. その他の私的な事由」のみ追試験料を徴収します。

追試験料は1科目につき1,000円です（変更のある場合は掲示によりお知らせします）。

追試験料は証紙により納めます。

3. 再試験について

4年生に進級合格し、次の条件をすべて満たしている者を対象として、定期試験終了後に行う試験です。ただし、再試験の評価は60点満点となります。

- 当該期限までに必要な学費を全額納入している。
- 前期については、定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。（科目数の制限なし）
後期については、定期試験等を受験し、卒業要件科目のうち必修科目と選択科目あわせて4科目以内が不合格となっている。
- 当該科目的授業の出席が、3分の2を超えている。

なお、次の者は対象外になります。

- 健康・スポーツ演習科目、実験、ゼミナールおよび学科の指定した科目の不合格者（原則として）
- 追試験不合格者（再試験と追試験は同一期間に実施するため）

(1) 再試験の申込み

定期試験終了後、再試験の該当者を掲示します。提示された期間内に教務学生支援センターに申し込みます。

(2) 再試験料

再試験料は1科目につき1,000円です。再試験料は証紙により納めます。

4. レポートについて

授業科目の性質上、担当教員が試験よりも学修効果があると判断した場合、試験に代えてレポートを課します。

成 績

1. 成績評価について

成績は、S・A・B・C・Fの評価で表し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とします。合格判定科目については、PまたはHで表し、Pを合格、Hを不合格とします。他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表します。なお、不合格の科目は成績証明書には記載されません。

点 数	評 価	合 否
100点～90点	S	合 格
89点～80点	A	
79点～70点	B	
69点～60点	C	
59点以下	F	不格

2. GPA制度について

(1) GPAとは

Grade Point Averageの略で、履修科目の成績の平均を数値で表わしたもので、この数字を見ることで、自分の成績をより客観的に把握することができます。

(2) GPAの計算方法

成績評価のS、A、B、C、Fにそれぞれ4、3、2、1、0の数値(GP)を与えます。次にそれぞれのGPに科目的単位数を乗じ、その合計を履修科目的総単位数で除して算出します。GPAは小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの数値とします。

【計算例】

- ① 「心の科学」 (2単位) A 3 (GP)
- ② 「コンピュータリテラシー」 (1単位) S 4 (GP)

$$(3 \times 2 + 4 \times 1) \div (2 + 1) = 3.3$$

G 単 位 ①	G 单 位 ②	单 位 ①	单 位 ②	G P A
------------	------------	----------	----------	----------

(3) 本学におけるGPAのルール

本学では、次のようなルールでGPAを計算します。

- 卒業に関わるすべての履修科目（全学共通教育科目と専門教育科目）を対象とする。
- 合格判定科目（P、H）及び認定科目（単位互換による他大学の単位等）は含めない。
- 不合格科目も計算の対象とする。（履修登録済で受講しなかった科目“放棄科目”があると、GPAは下がる。）

(4) GPAの利用

○奨学金貸与基準

○成績優秀者表彰基準

○修学支援及び履修指導

GPAの詳細については、教務学生支援センターに問合せ下さい。

3. 成績表・卒業合否通知について

成績表は学期末に保証人宛に郵送し、次学期始めのガイダンスにて学生本人に配付します。

卒業合格通知は、3月上旬頃に保証人宛に郵送し、学生本人には2月末に学内掲示にてお知らせします。

進級と卒業

本学部には、3年生、4年生への進級および卒業の合否を判定する制度があります。休学した場合は進級判定、卒業判定で不合格となつた場合は留年となります。

なお、留年となった場合、その後の進級や卒業の判定基準および卒業に必要な要件は、入学年度の「履修の手引」どおりです。

以下に学年別に要点をまとめてありますので、よく読んで履修して下さい。

1. 進級判定

2年生から3年生、3年生から4年生への進級判定は、次の基準によります。

(1) 2年生から3年生への進級判定

1. 2年以上在学していること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません。)
2. 全学共通教育科目、専門教育科目あわせて50単位以上の単位数を修得していること。(全学共通教育科目は、32単位まで進級要件単位数に含めることができます。)
3. 「地域教養の学び」「基礎ゼミ1」「基礎ゼミ2」の単位を修得していること。
4. 2年生の終了までに、必要な学費を全額納入していること。

※ 3年生への進級判定不合格者は留年となり、3年生以上に配当された科目的履修はできません。

(2) 3年生から4年生への進級判定

1. 3年以上在学していること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません)
2. 全学共通教育科目、専門教育科目あわせて90単位以上の単位数を修得していること。(全学共通教育科目は、32単位まで進級要件単位数に含めることができます。)
3. 「専門ゼミ1」「専門ゼミ2」の単位を修得していること。
4. 3年生の終了までに、必要な学費を全額納入していること。

※1 4年生への進級判定不合格者は留年となり、4年生に配当された科目的履修はできません。

※2 4年生に進級合格した者は、就職活動等で必要な卒業見込証明書の交付が受けられます。

2. 卒業判定について

卒業の判定基準は、次のとおりです。

1. 4年以上8年以内在学していること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません。)
2. 卒業に必要な科目をすべて修得していること。
3. 卒業に必要な単位数以上を修得していること。(単位数の内訳は次表のとおりです。)
4. 卒業までに必要な学費を全額納入していること。

卒業要件単位数

大区分	中区分	小区分	卒業要件単位数
全学共通 教育科目	初年次教育科目	—	4
	リテラシー教育科目	—	2
	外国語教育科目	—	6
	一般教養科目	人文科学分野	4
		社会科学分野	4
		自然科学分野	4
	健康・スポーツ教育科目	—	4
	小計	—	32
専門教育 科目	基本科目	—	8
	メジャー科目	地域と社会	36 ^{*1}
		心理と人間行動	
		国際コミュニケーション	
	キャリアデザイン科目	—	8
	専門ゼミ・卒業研究	—	12
	サブメジャー科目	復興支援	16 ^{*2}
		地域公共政策	
		地域とビジネス	
		ICT	
		日本語・日本文化	
		教職	
	小計	—	92
合計	—	—	124

*1 1つのメジャーから36単位以上

*2 1つのサブメジャー又は専攻するメジャー以外の1つのメジャー科目から16単位以上

*3 専門教育科目（基本科目、専門ゼミ・卒業研究を除く）全体から12単位以上

*1 卒業判定基準を満たした者は卒業と認定され、学士の学位が授与されます。

*2 2月末の卒業判定会議後、卒業合否を学内に掲示します。また、保証人宛に成績表と卒業合否通知を郵送します。

履修に関する各種制度と諸注意

1. 特別履修・聴講

他学部、他学科の専門教育科目を学びたい場合は、「特別履修」および「聴講」という制度があります。

(1) 特別履修について

特別履修では、受講した科目について単位を修得することができます。

【認可基準】

特別履修を許可するのは、下の①～⑤を満たし、かつ学長が許可した場合とします。

- ① 自分の学年または自分より下の学年に配当された科目であること。
- ② 教育設備に余裕があること。
- ③ 受講する能力があると認められること。
- ④ 当該科目担当教員が履修を認めていること。
- ⑤ 将来その科目を修得する必要があると認められること。

【受講手続】

特別履修を希望する学生は、履修登録・確認期間中に教務学生支援センターにある指定用紙に記入の上、申込みを行い、許可された者は履修登録を行います。

(2) 聴講について

聴講は単位の修得を目的とせず、講義を聴講することをいいます。したがって、履修登録は不要で、試験もありません。

聴講を希望する学生は、履修登録・確認期間中に教務学生支援センターにある指定用紙に記入し、科目担当教員の許可印をもらった上で、申込みを行います。

2. 受講免除

4年生への進級判定に合格した者（卒業見込みの者）に限って、受講免除の制度があります。

これは、未修得科目のうち、卒業に必要な必修科目の授業時間が重なる場合に、出席できない科目の受講を免除するものです。

受講免除は、過去に履修したことがある科目でなければなりません。また、卒業研究と重なる必修科目の場合は認められません。

受講免除希望者は、履修登録・確認期間中に教務学生支援センターにある指定用紙に記入し、科目担当教員の許可印をもらった上で、教務学生支援センターに提出して下さい。

3. 休学者が復学した場合の履修

卒業に必要な要件は、入学した年度の「履修の手引」によります。

なお、復学する学年は、教務学生支援センターに問い合わせて下さい。

教養学部のカリキュラム

1. 教養学部の教育目的

教養学部は、本学の教育理念たる「和」の精神に基づく全人教育を根本に据え、専門教育に裏づけられた確かな「基礎学力」及び他者とのコミュニケーション能力や困難を乗り越える忍耐力を備えたうえに、自ら主体的に考え方行動できる社会人・職業人となるために必要な「社会人基礎力」と「汎用的技能」を身につけた、これから地域社会を支える中核的人材、すなわち「地域基盤型職業人」を養成することを目的とします。

2. 教養学部の学位

教養学部では、4年以上在学し、必要な単位数を修得した者に学士の学位を授与します。

ただし、通算在学年数（休学期間は算入しない）は8年を超過できません。

教養学部の卒業生に与えられる学士の学位は下表のとおりです。

学科名	学士の学位
地域教養学科	学士（教養）

3. 教養学部地域教養学科の教育の目標

教養学部の教育目的の遂行に向けて地域教養学科ではメジャー制をとり、「地域と社会」「心理と人間行動」「国際コミュニケーション」の3つのメジャーと、「復興支援」「地域公共政策」「地域とビジネス」「ICT」「日本語・日本文化」「教職」の6つのサブメジャーを設置して、以下のような到達目標を目指した教育を行います。

- ① 1年次には、大学での学修の意義を理解し、自ら進んで学ぶ態度を身につけるとともに、日本語・情報リテラシーの基本能力、英語運用能力及び人文・社会・自然・健康にわたる基礎的知識を確実に修得して、4年間の学びの礎を築きます。
- ② メジャー科目は1年次後期からサブメジャー科目は2年次前期から開講し、1つのメジャーと1つのサブメジャーを組み合せる履修を基本とすることにより、それぞれの分野や領域の専門知識及びそれに裏づけられた基礎学力と幅広い教養を4年次までに段階的・体系的に修得するとともに、学修したことを地域社会で活かすために必要な補完的知識や技能を身につけます。
- ③ 2年次、3年次を中心に体系的なキャリア教育を行い、社会人として必要な知識や技能や考え方を確実に獲得するとともに、社会の一員としての自覚を持ち、働くことを通して地域社会に貢献する意欲・態度を身につけます。
- ④ 2年次、3年次のゼミをはじめ、演習、実習、実験、調査、プロジェクト等、アクティブラーニングによる課題解決型の授業を通して、主体的な取組み姿勢やコミュニケーション能力、課題探求力、判断力を身につけます。
- ⑤ 4年次の卒業研究において、自ら立てたテーマの究明を行うことを通して、修得した知識や技能を統合し有効に活用する能力を身につけます。

4. 教養学部地域教養学科の3つのポリシー

教養学部	
地域教養学科	
ディプロマポリシー (学位授与方針)	<p>教養学部地域教養学科は、確かな基礎学力をもち、他者とのコミュニケーション能力や困難を乗り越える忍耐力を備えて自ら主体的に行動できる、これからの中核的人材の養成を目指している。この教育目標に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 専攻分野それぞれの基礎的な知識を着実に身につけ、それらを活用して基本的な問題が解決できる。 (2) 専攻分野それぞれの基本的スキルを、地域社会に貢献するために活用できる。 (3) 自分の意見や考えを説明し、他者と協調して積極的にコミュニケーションをとることができる。 (4) 広い視野と論理的・批判的思考力を身につけ、困難な課題や予測不能な事態に直面しても適切に対処できる。 (5) 社会の一員としての自覚をもち、社会生活の場において、地域を支える社会人・職業人としてふさわしい関心・意欲・態度を示すことができる。
カリキュラムポリシー (教育課程の編成・実施方針)	<p>教養学部地域教養学科は、確かな基礎学力をもち、他者とのコミュニケーション能力や困難を乗り越える忍耐力を備えて自ら主体的に行動できる、これからの中核的人材の養成を目指している。この目標を達成するために、以下のカリキュラムポリシーに基づいて教育課程を編成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) すべての学生がいわき明星大学及び教養学部地域教養学科での学修の意義を理解し、学修目標を自ら設定できるように、初年次教育科目を設置する。 (2) 日本語・英語・情報リテラシーの基本能力、及び人文・社会・自然・健康にわたる基礎的知識をしっかりと身につけるための全学共通教育科目として、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目の4つの科目群を設置する。 (3) 専門性に裏づけられた基礎学力と幅広い教養を身につけるための教育システムとしてメジャー制を導入し、「地域と社会」「心理と人間行動」「国際コミュニケーション」の3つのメジャーと、「復興支援」「地域公共政策」「地域とビジネス」「ICT」「日本語・日本文化」「教職」の6つのサブメジャーを設置する。 (4) 進路志向や能力に応じた適切なメジャー及びサブメジャーの選択ができるように、1年次に基本科目を設置して、地域教養学科の学びの見取り図を与える。 (5) メジャー科目は1年後期から、サブメジャー科目は2年前期からの履修とし、4年次までにそれぞれの分野や領域の専門知識を段階的・体系的に修得できるよう、適切に科目を配置する。併せて、メジャーの専門性を軸に、その補完・補強となるサブメジャーを多様に組み合わせて履修できる、柔軟なカリキュラム編成とする。 (6) 2年次、3年次にキャリアデザイン科目を配置して、社会人として必要な知識やスキル、考え方を確実に獲得するとともに、卒業後の進路を見据えたキャリアデザインを描き、働くことを通して地域社会に貢献する意欲を醸成する教育を行う。 (7) 主体的な取り組み姿勢やコミュニケーション能力、課題探求力、判断力を養うために、2年次、3年次のゼミをはじめ、演習、実習、実験、調査、プロジェクト等、アクティブラーニングによる課題解決型の授業を多く展開する。 (8) 4年次に卒業研究を置き、地域教養学科における学修で身についた知識・技術・方法論を統合し集大成する。
アドミッションポリシー (入学者受け入れ方針)	<p>教養学部地域教養学科は、以下のような人を受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人間や社会にかかる幅広い領域について自ら進んで学ぼうとする意欲のある人 (2) 地域社会をめぐる多様な問題に関心をもち、積極的にその解決に取り組もうとする人 (3) 大学で学んだことを活かして地域社会で活躍し、地域社会の発展に貢献したい人 (4) 自分の意見や考えを説明し、他者と協調できるコミュニケーション能力を身につけたい人 (5) 本学科での学修に必要な基礎的学力と理解力を身につけている人

5. 全学共通教育科目

全学共通教育科目は、学部学科の別によらず大学生にふさわしい基礎力、教養、技能を幅広く身につけることを目的とする科目です。

全学共通教育科目は、その内容により、初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目の5つに分かれています。

教養学部では、必修科目16単位を含む、合計32単位以上を履修します。

① 初年次教育科目

1年生で「フレッシャーズセミナー1・2」(各2単位)が必修です。

② リテラシー教育科目

1年生で「コンピュータリテラシー」(1単位)と「日本語リテラシー」(1単位)が必修です。

③ 外国語教育科目

1年生で「英語A1・A2・B1・B2」(各1単位)、2年生で「英語C1・C2」(各1単位)が必修となっています。このほか、選択科目として、「中国語1・2」「韓国語1・2」が2年次に開設されています。

④ 一般教養科目

一般教養科目は、人文科学分野8科目、社会科学分野8科目、自然科学分野6科目からなっています。すべての科目が2単位の選択科目です。教養学部では、3つの分野それぞれから4単位以上履修することを卒業の要件としています。一般教養科目は、特に指定がなければ全学年で履修できます。

⑤ 健康・スポーツ教育科目

1年生で、「健康・スポーツ1・2」(各1単位)と「健康の科学」(2単位)が必修です。

6. 専門教育科目

教養学部地域教養学科は、柔軟で多様な科目履修が可能なメジャー制を導入しています。人文科学分野と社会科学分野にわたる3つのメジャーから1つを専攻することに加えて、実社会での活動に活かすための基本的知識やスキルを補完・補強するサブメジャー科目を各自の志望や目標に合わせて選択することにより、専攻分野についての確かな知見と、社会で役に立つ汎用的な能力・技能とを併せて身につけていきます。

専門教育科目は、基本科目、メジャー科目、サブメジャー科目、キャリアデザイン科目、専門ゼミ・卒業研究からなっています。このうち、基本科目8単位、キャリアデザイン科目8単位、専門ゼミ・卒業研究12単位の合計28単位が必修です。

すべてのメジャー科目とサブメジャー科目、及びキャリアデザイン科目の一部は、選択科目です。選択科目は、1つのメジャーから36単位以上、1つのサブメジャー（または専攻するメジャー以外の1つのメジャー）から16単位以上、専門教育科目全体から12単位以上、合計64単位以上を履修します。

① 基本科目

基本科目は、地域教養学科の学びの見取り図を与えることを目的とします。

1年生の前期に、「地域教養の学び」(2単位)、及び3つのメジャーそれぞれの入門的内容を講義する「地域と社会」「心理と人間行動」「国際コミュニケーション」(各2単位)が必修となっています。

② メジャー科目

専門教育科目の軸となる科目です。地域と社会、心理と人間行動、国際コミュニケーションの3つのメジャー科目群で構成されています。

各メジャーとも、基礎から展開・応用へと段階的・体系的に科目を配置しています。はじめに1年生の後期に、メジャーへの導入として専門基礎を学びます。1年生終了時に、専攻するメジャーを決定し、2年生からは専攻したメジャーの科目を中心に履修することになります。

○地域と社会

地域や社会の課題を調査・分析する能力と解決する能力を兼ね備え、豊かな地域社会の共創に貢献できる力を育成するとともに、企業や公共機関の組織運営に参画するために必要な社会学の基本及び関連諸分野の基礎知識を身につけることを目的とします。

○心理と人間行動

心理学の知識と人間理解の方法を身につけ、地域における豊かな人間形成と適切な人間関係の構築に貢献できる力の育成を目的とします。所定の単位を修得することにより、認定心理士資格を取得することができます。

○国際コミュニケーション

英語圏のみならず世界的な公用語となりつつある英語の役割を認識し、英語運用能力を向上させること、諸外国の歴史・文化等に関する知識を修得して国際理解を深めること、地域や日本を相対化する視点や、地域のグローバル化に対応し地域から世界へ発信できる力を育成することを目的とします。

③ サブメジャー科目

メジャーにおける専門性を踏まえつつ、実社会での活動に活かすための基本的知識やスキルを補完・補強することを目的としています。復興支援、地域公共政策、地域とビジネス、ICT、日本語・日本文化、教職の6つのサブメジャー科目群で構成されています。サブメジャー科目は、一部の例外を除き2年次以降に履修します。

○復興支援

震災及び原発事故を踏まえ、地域の復興支援に必要な知識・技術を、現場での実践等を通じて修得することを目的とします。

○地域公共政策

地域の政策立案と実行に必要な法律、政治、行政、経済等に関する基礎的な知識を修得し、地域の公務員となりうる力を身につけることを目的とします。

○地域とビジネス

企業と経営に関する基礎的な知識とともに、実際のビジネスの場で必要となる経営戦略、流通、サービスマネジメントについての知識を修得することを目的とします。

○ICT

コンピュータに関わる基礎的な知識・技術を身につけるとともに、実社会で求められる情報処理技術及び情報表現技術を修得することを目的とします。

○日本語・日本文化

日本語や日本文化について深く理解し適切に伝達する能力を修得すること、併せてそれを体現し実践する日本語教員を養成することを目的とします。

○教職

中学校及び高等学校の英語教員の養成を目的とします。したがって、英語の教員免許状の取得を目指す学生専用のサブメジャーとなります。

④ キャリアデザイン科目

「地域基盤型職業人」の養成という教養学部の人材養成の目標を踏まえ、アクティブラーニングを主体とした実践的な教育を組織的に行います。2年生と3年生の各学期で「キャリアデザイン1・2・3・4」(各2単位)がそれぞれ必修です。並行して選択科目として、「キャリアデザイン特講1・2」「インナーシップ」が開設されます。

⑤ 専門ゼミ・卒業研究

学生一人ひとりが自らテーマを見いだし、それを究明して論文にまとめるまでの過程で、主体的な取組姿勢や、課題探求力、論理的思考力、判断力を養い、発表・討論・論文作成等の能力を身につけることを目的とっています。

2年生で「基礎ゼミ1・2」(各1単位)、3年生で「専門ゼミ1・2」(各1単位)、4年生で「卒業研究」(8単位)が、それぞれ必修です。

7. 卒業要件と授業科目

P.24～P.27に、地域教養学科の科目一覧（卒業要件と専門教育科目及び全学共通教育科目の一覧）、およびカリキュラムツリー（科目一覧の科目を分野ごとに分けて示し、カリキュラムにおける科目の位置や相互関係が一目瞭然となるようにした体系図）を掲載しています。以下の注意事項をよく読んで、自分がどの科目を履修するのか計画を立て、必要な知識を着実に身につけて下さい。

注意事項

- 各科目は、学年順に履修して下さい。自分の学年より上位に割り当てられている科目は履修できません。
- 必修科目的単位は、必ず修得しなければなりません。
- 卒業に必要な専門教育科目及び全学共通教育科目的単位を満たすためには、選択必修科目・選択科目的単位を修得しなければなりません。
- 4年間にわたり適切な履修をするために、必ず履修モデルを参考にして下さい。

8. 科目一覧およびカリキュラムツリー

- 科目一覧は、P.24～P.25へ。
- カリキュラムツリーは、P.27へ。

教養学部 地域教養学科

科目区分	1年				2年			
	前期		後期		前期		後期	
初年次教育科目	フレッシャーズセミナー1	2	フレッシャーズセミナー2	2				
リテラシー教育科目	コンピュータリテラシー	1	日本語リテラシー	1				
外国語教育科目	英語A 1 英語B 1	1 1	英語A 2 英語B 2	1 1	英語C 1 中国語1 韓国語1	1 1 1	英語C 2 中国語2 韓国語2	1 1 1
全学共通教育科目	人文科学分野	哲学の世界 ことばの科学 心の科学 世界の歴史と文化	2 2 2 2	倫理学の世界 芸術の世界 文学の世界 日本の歴史と文化	2 2 2 2			
		法学入門 経済学入門 社会学入門 災害からの復興	2 2 2 2	暮らしのなかの憲法 経営学入門 ジョンダー論 政治学入門	2 2 2 2			
		自然科学のあゆみ 健康と薬 統計のしくみ	2 2 2	生命の科学 食品の科学 地球環境の科学	2 2 2			
		健康の科学 健康・スポーツ1	2 1	健康・スポーツ2	1			
	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2					
		いわき学 社会学概論 社会調査の基礎 法学の基礎		地域社会学 調査の設計と方法 法律と市民生活 経済と市民生活 経営の基礎1 経営の基礎2	2 2 2 2 2 2	地域福祉論 社会データ分析 質的調査の方法 現代組織論 マーケティング1 マーケティング2	2 2 2 2 2 2	
	メジャー科目	地域と社会		人間と社会 認知の科学 青年の心理 適応的心理	2 2 2 2	発達心理学 犯罪と非行の心理 学習心理学 地域文化と人間行動 心理統計学1 心理学基礎実験1	2 2 2 2 2 2	学校心理学 認知心理学 人格心理学 神経心理学 地域心理学 心理統計学2 心理学基礎実験2
		心理と人間行動						
	専門教育科目	国際コミュニケーション		Oral Communication 1 Oral Communication 2 Communicative English Grammar 1 Communicative English Grammar 2	1 1 1 1	English Listening 1 English Writing 1 English Reading 1 Oral Communication 3 異文化コミュニケーション論 言語と社会 英米文化概論	1 2 2 1 2 2	English Listening 2 English Writing 2 English Reading 2 Oral Communication 4 英米文学概論 英語学概論 グローバル化と地域社会 海外文化体験
		キャリアデザイン科目				キャリアデザイン1	2	キャリアデザイン2 キャリアデザイン特講A
専門ゼミ・卒業研究	復興支援					基礎ゼミ1	1	基礎ゼミ2
						復興支援論 災害復興の歴史 ボランティア論	2 2 2	災害と地域1 防災・減災の基礎 原発と放射線の基礎 復興支援演習1
						地域公共政策の基礎 憲法 行政法1	2 2 2	行政法2 政治学 民法 経済原論 憲法演習
	地域公共政策							
	地域とビジネス							
	ICT							
	日本語・日本文化							
サブメジャー科目	教職							

科目一覧

3年		4年		卒業要件	
前期	後期	前期	後期	4単位	2単位
				6単位	
				4単位	
				8単位	
家族社会学 教育社会学 量的調査の方法 社会調査実習1 社会統計学 産業社会論 消費者行動論	2 2 2 1 2 2 2	観光社会学 環境社会学 社会調査実習2 社会保障論 非営利組織論 中小企業論 生涯発達心理学 比較心理学 産業心理学 臨床心理学 カウンセリング演習	2 2 1 2 2 2 2 2 2 1	4単位 4単位以上 4単位 4単位 4単位 32単位以上	
社会心理学 障害児者心理学 精神医学 心理学実験法演習 心理データ処理演習 心理学英文講読	2 2 2 1 1 1	生涯発達心理学 比較心理学 産業心理学 臨床心理学 カウンセリング演習	2 2 2 2 1	1つの メジャーから 36単位以上	
English Reading 3 資格英語1 英語音声学1 英米文学研究 中国の社会と文化 韓国の社会と文化 地域振興と国際コミュニケーション1	2 1 2 2 2 2 2	English Reading 4 資格英語2 地域振興と国際コミュニケーション2 翻訳研究 英語音声学2	2 1 2 2 2		124 単位 以上
キャリアデザイン3 インターンシップ 専門ゼミ1 災害と地域2 災害と人間行動 環境エネルギーの基礎 復興支援演習2	2 1 1 2 2 2 1	キャリアデザイン4 キャリアデザイン特講B 専門ゼミ2 災害復興とまちづくり 復興支援と人的ネットワーク 復興支援プロジェクト	2 2 1 2 2 1	8単位 卒業研究 8 12単位	92 単位 以上
地域行政論 行政法演習 政治学演習 民法演習 経済学演習1 サービススマネジメント1 サービススマネジメント2 経営分析の基礎 人材管理の基礎 企業経営事例研究 消費と流通事例研究	2 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	地域政策論 公法演習 私法演習 経済学演習2 サービススマネジメント事例研究 e コマースと企業活動 地域と企業	2 1 1 1 2 2 2		専門教育科目 (専門 ゼミ・ 卒業研 究を除 く)全 体から 12単位 以上
コンピュータネットワーク データベース1 情報と言語教育 Webデザイン 文章と論理 日本語教育法1 日本文化研究A	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	データベース2 Web解析 日本語教育法2 日本文化研究B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1つの サブメ ジャー または 専攻す るメ ジャー 以外 の1つ のメ ジャー から 16単位 以上	
特別活動の指導法 道徳教育の指導法 児童英語教育論 英語科教育法1	2 2 2 4	生徒・進路指導論 教育課程論 教育実習A 教育実習B 英語科教育法2	2 2 2 2 4	5 3 教職実践演習(中・高) 2	

9. 履修モデル

地域教養学科では、1つのメジャーと1つのサブメジャーを組み合わせる履修を基本としています。一人ひとりの進路志向や能力に応じた適切な履修がなされるよう、以下に16パターンの履修モデルを提示します。注意事項をよく読み、履修モデルを見比べたうえで、自分に合った履修計画を立てて下さい。

注意事項

- 表の中のピンクの科目は必修科目、黄色はモデル科目、緑色は推奨科目です。
- 全学共通教育科目については、必修科目（ピンク）のほかに、選択科目16単位を修得する必要があります。各履修モデルにおいて特に推奨される選択科目は、下段の表のとおりです。
- 専門教育科目の履修モデルには、そのモデルを履修することによってどのような力が身につくのか、どのような社会人になることができるのかについての簡単な説明があります。まず、それを読んで、

全学共通教育

科目区分	前 期	1 年 ~		後 期	
全学共通教育科目 一般教養科目	初年次教育科目	フレッシャーズセミナー1	2	フレッシャーズセミナー2	2
	リテラシー教育科目	コンピュータリテラシー	1	日本語リテラシー	1
	外国語教育科目	英語A 1	1	英語A 2	1
		英語B 1	1	英語B 2	1
	人文科学分野	哲学の世界	2	倫理学の世界	2
		ことばの科学	2	芸術の世界	2
		心の科学	2	文学の世界	2
		世界の歴史と文化	2	日本の歴史と文化	2
	社会科学分野	法学入門	2	暮らしのなかの憲法	2
		経済学入門	2	経営学入門	2
		社会学入門	2	ジェンダー論	2
		災害からの復興	2	政治学入門	2
	自然科学分野	自然科学のあゆみ	2	生命の科学	2
		健康と薬	2	食品の科学	2
		統計のしくみ	2	地球環境の科学	2
	健康・スポーツ教育科目	健康の科学	2	健康・スポーツ2	1
		健康・スポーツ1	1		

各モデルで推奨される

モデル		推奨される一般教養科目		
A	地域と社会×復興支援	社会学入門	災害からの復興	
B	地域と社会×地域公共政策	暮らしのなかの憲法	政治学入門	
C	地域と社会×地域とビジネス	社会学入門	経営学入門	
D	地域と社会×ICT	社会学入門	自然科学のあゆみ	
E	地域と社会×日本語・日本文化	日本の歴史と文化	社会学入門	
F	心理と人間行動×復興支援	心の科学	災害からの復興	
G	心理と人間行動×地域公共政策	心の科学	法学入門	政治学入門
H	心理と人間行動×地域とビジネス	心の科学	経営学入門	

自分に合うモデルはどれか、およその見通しを持ちましょう。

4. 専門教育科目的履修モデルは、必修科目（ピンク）とモデル科目（黄色）の合計が92単位となるように設定されています。（ただし、教員免許状取得を目指すモデルPは106単位となっています。）
5. 年間履修登録単位数の上限は45単位です。その範囲内で、モデル科目（黄色）だけでなく、推奨科目（緑色）や、そのほかの興味・関心のある科目も、積極的に履修しましょう。
6. 履修する科目を選びには、カリキュラムツリーを参照してそれぞれの科目の位置づけを十分に理解し、恣意的な履修にならないよう注意しましょう。

科目一覧

2年～				合計	卒業要件
前期		後期			
				4	4単位
				2	2単位
英語C 1	1	英語C 2	1		
中国語 1	1	中国語 2	1	10	6単位
韓国語 1	1	韓国語 2	1		
					4単位
				44	4単位 以上
					4単位
					4単位
				4	4単位

一般教養科目の一覧

モデル		推奨される一般教養科目	
I	心理と人間行動×ICT	心の科学	統計のしくみ
J	心理と人間行動×日本語・日本文化	心の科学	文学の世界
K	国際コミュニケーション×復興支援	災害からの復興	地球環境の科学
L	国際コミュニケーション×地域公共政策	法学入門	政治学入門
M	国際コミュニケーション×地域とビジネス	ことばの科学	経営学入門
N	国際コミュニケーション×ICT	ことばの科学	統計のしくみ
O	国際コミュニケーション×日本語・日本文化	ことばの科学	日本の歴史と文化
P	国際コミュニケーション×教職	倫理学の世界	暮らしのなかの憲法

専門教育科目

モデルA		地域と社会×復興支援		地域や社会を分析する知識・能力を修得するとともに、			
科目区分		1年		2年		後期	
		前 期	後 期	前 期	後 期		
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2				
	メジャー科目	地域と社会		いわき学 社会学概論 社会調査の基礎 法学の基礎	2 2 2 2	地域社会学 調査の設計と方法 法律と市民生活 経済と市民生活	2 2 2 2
	メジャー科目	心理と人間行動		人間と社会 適応的心理			
	キャリアデザイン科目					キャリアデザイン1	2
	専門ゼミ・卒業研究					キャリアデザイン2	2
	サブメジャー科目	復興支援				基礎ゼミ1	1
	サブメジャー科目	地域公共政策				復興支援論 災害復興の歴史 ボランティア論	2 2 2
	ICT					地域公共政策の基礎	2
		小 計	8		8	19	16

モデルB		地域と社会×地域公共政策		地域や社会を分析する知識・能力を修得するとともに、			
科目区分		1年		2年		後期	
		前 期	後 期	前 期	後 期		
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2				
	メジャー科目	地域と社会		いわき学 社会学概論 社会調査の基礎 法学の基礎	2 2 2 2	地域社会学 調査の設計と方法 法律と市民生活 経済と市民生活	2 2 2 2
	キャリアデザイン科目					キャリアデザイン1	2
	専門ゼミ・卒業研究					キャリアデザイン2	2
	サブメジャー科目	復興支援				基礎ゼミ1	1
	サブメジャー科目	地域公共政策				復興支援論 災害復興の歴史	災害と地域1
	ICT					地域公共政策の基礎 憲法 行政法1	2 2 2
		小 計	8		8	18	18

モデルC		地域と社会×地域とビジネス		地域や社会を分析する知識・能力を修得するとともに、			
科目区分		1年		2年		後期	
		前 期	後 期	前 期	後 期		
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2				
	メジャー科目	地域と社会		いわき学 社会学概論 社会調査の基礎 法学の基礎	2 2 2 2	地域社会学 経済と市民生活 経営の基礎1 経営の基礎2	2 2 2 2
	メジャー科目	心理と人間行動				キャリアデザイン1	2
	キャリアデザイン科目					キャリアデザイン2	2
	専門ゼミ・卒業研究					キャリアデザイン特講A	
	復興支援					基礎ゼミ1	1
	サブメジャー科目	地域とビジネス				基礎ゼミ2	1
	ICT					経営と戦略1 経営と戦略2 消費と流通1 消費と流通2 簿記	2 2 2 2 2
		小 計	8		8	11	22

履修モデル

復興支援のための基礎知識や技能を身につけ、地域の復興に貢献するモデル

3年			4年			合計
前期		後期	前期		後期	
量的調査の方法 社会調査実習1 社会統計学	2 1 2	観光社会学 環境社会学 社会調査実習2 社会保障論 非営利組織論	2 2 1 2 2			8
						36
キャリアデザイン3 インターンシップ	2 1	キャリアデザイン4	2			9
専門ゼミ1	1	専門ゼミ2	1	卒業研究		12
災害と地域2 災害と人間行動 環境エネルギーの基礎 復興支援演習2	2 2 2 1	災害復興とまちづくり 復興支援と人的ネットワーク 復興支援プロジェクト	2 2 1			25
地域行政論		地域政策論				2
Webデザイン						
	16		17	0		892

法律や行政の基礎知識と公共マインドを兼ね備え、地域の公務員として活躍するモデル

3年			4年			合計
前期		後期	前期		後期	
教育社会学 量的調査の方法 社会調査実習1 社会統計学	2 2 1 2	環境社会学 社会調査実習2 社会保障論 非営利組織論	2 1 2 2			8
キャリアデザイン3 インターンシップ	2 1	キャリアデザイン4	2			9
専門ゼミ1	1	専門ゼミ2	1	卒業研究		12
災害と地域2		災害復興とまちづくり				
地域行政論 行政法演習 政治学演習 民法演習 経済学演習1	2 1 1 1 1	地域政策論 公法演習 私法演習 経済学演習2	2 1 1 1			26
						1
	17		15	0		892

ビジネスに関する基礎知識を兼ね備え、地域企業の企画・開発部門や営業部門で活躍する、あるいは事業継承を目指すモデル

3年			4年			合計
前期		後期	前期		後期	
社会統計学 産業社会論 消費者行動論	2 2 2	観光社会学 非営利組織論 中小企業論	2 2 2			8
		産業心理学				36
キャリアデザイン3 インターンシップ	2 1	キャリアデザイン4 キャリアデザイン特講B	2 2			11
専門ゼミ1	1	専門ゼミ2	1	卒業研究		12
サービススマネジメント1 サービススマネジメント2 経営分析の基礎 人材管理の基礎 企業経営事例研究 消費と流通事例研究	2 2 2 2 2 2	サービススマネジメント事例研究 eコマースと企業活動 地域と企業	2 2 2			24
						1
	20		15	0		892

専門教育科目

モデルD

地域と社会×ICT

地域や社会を分析する知識・能力を修得するとともに、

科目区分		1年		2年	
		前 期	後 期	前 期	後 期
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2		
				いわき学 社会学概論 社会調査の基礎 法学の基礎	2 2 2 2
	地域と社会			地域社会学 調査の設計と方法 経営の基礎1 経営の基礎2	2 2 2 2
	キャリアデザイン科目			キャリアデザイン1	2
	専門ゼミ・卒業研究			基礎ゼミ1	1
	サブメジヤー科目	地域とビジネス			基礎ゼミ2 経営と戦略1 経営と戦略2 消費と流通1 消費と流通2
		ICT		ICT基礎 表計算演習 プレゼンテーション演習 情報倫理と知的財産	2 1 1 2
	小 計		8	8	17
					18

モデルE

地域と社会×日本語・日本文化

地域や社会を分析する知識・能力を修得するとともに、

科目区分		1年		2年	
		前 期	後 期	前 期	後 期
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2		
				いわき学 社会学概論 社会調査の基礎 法学の基礎	2 2 2 2
	地域と社会			地域社会学 調査の設計と方法 経営の基礎1 経営の基礎2	2 2 2 2
	心理と人間行動			地域文化と人間行動	2
	国際コミュニケーション			異文化コミュニケーション論	グローバル化と地域社会
	キャリアデザイン科目			キャリアデザイン1	2
	専門ゼミ・卒業研究			基礎ゼミ1	1
	サブメジヤー科目	ICT		基礎ゼミ2	1
		日本語・日本文化		人間文化概論 日本文化史 日本語表現法1	2 2 1
	小 計		8	8	18
					17

履修モデル

情報処理技術や情報発信技術の基礎を身につけ、地域企業におけるマーケティング部門で活躍することを目指すモデル

3年		4年		合計
前 期	後 期	前 期	後 期	
				8
社会統計学 産業社会論 消費者行動論	2 観光社会学 2 非営利組織論 2 中小企業論	2		36
キャリアデザイン3 インターンシップ	2 キャリアデザイン4 1 キャリアデザイン特講B	2		11
専門ゼミ1	1 専門ゼミ2	1 卒業研究	8	12
サービススマネジメント1 サービススマネジメント2 消費と流通事例研究	サービススマネジメント事例研究 e コマースと企業活動	2		6
コンピュータネットワーク データベース1 Webデザイン	2 データベース2 2 Web解析	2		19
	16	17	0	8 92

日本文化や日本語表現についての基礎知識を兼ね備え、地域の観光関連産業や文化産業で活躍するモデル

3年		4年		合計
前 期	後 期	前 期	後 期	
				8
家族社会学 産業社会論	2 観光社会学 2 環境社会学 社会保障論 非営利組織論	2		36
中国の社会と文化 韓国の社会と文化 地域振興と国際コミュニケーション1	2 2			2 4
キャリアデザイン3 インターンシップ	2 キャリアデザイン4 1 キャリアデザイン特講B	2		11
専門ゼミ1 Webデザイン	1 専門ゼミ2	1 卒業研究	8	12 2
文章と論理 日本文化研究A	2 日本文化研究B 2	2		17
	18	15	0	8 92

専門教育科目

モデルF

心理と人間行動×復興支援

心理学の知識・理論と復興支援の活動に必要な知識・技

科目区分		1年		2年	
		前期	後期	前期	後期
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2		
	地域と社会		いわき学	2 地域社会学	地域福祉論
	心理と人間行動		人間と社会 認知の科学 青年の心理 適応の心理	2 発達心理学 2 犯罪と非行の心理 2 地域文化と人間行動 2 心理統計学1 心理学基礎実験1	2 学校心理学 2 人格心理学 2 地域心理学 2 心理統計学2 心理学基礎実験2
	キャリアデザイン科目			2 キャリアデザイン1	2 キャリアデザイン2
	専門ゼミ・卒業研究			基礎ゼミ1	1 基礎ゼミ2
	復興支援			復興支援論 災害復興の歴史 ボランティア論	2 災害と地域1 2 防災・減災の基礎 2 原発と放射線の基礎 復興支援演習1
	地域公共政策			地域公共政策の基礎	
小計		8	10	19	18

モデルG

心理と人間行動×地域公共政策

心理学の知識・理論を修得するとともに、法律や行政の

科目区分		1年		2年	
		前期	後期	前期	後期
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2		
	地域と社会		法学の基礎	2 地域福祉論	
	心理と人間行動		人間と社会 認知の科学 青年の心理 適応の心理	2 発達心理学 2 犯罪と非行の心理 2 地域文化と人間行動 2 心理統計学1 心理学基礎実験1	2 学校心理学 2 認知心理学 2 人格心理学 2 地域心理学 2 心理統計学2 心理学基礎実験2
	キャリアデザイン科目			2 キャリアデザイン1	2 キャリアデザイン2
	専門ゼミ・卒業研究			基礎ゼミ1	1 基礎ゼミ2
	復興支援			地域公共政策の基礎 憲法 行政法1	2 行政法2 2 政治学 2 民法 経済原論 憲法演習
	地域公共政策				
小計		8	10	19	22

モデルH

心理と人間行動×地域とビジネス

人間の心理や行動に関する知見とビジネスに関する基

科目区分		1年		2年	
		前期	後期	前期	後期
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2		
	地域と社会			経営の基礎1 経営の基礎2	2 現代組織論 2 マーケティング1 マーケティング2
	心理と人間行動		人間と社会 認知の科学 青年の心理 適応の心理	2 発達心理学 2 地域文化と人間行動 2 心理統計学1 2 心理学基礎実験1	2 人格心理学 2 地域心理学 2 認知心理学 2 心理統計学2 心理学基礎実験2
	キャリアデザイン科目			2 キャリアデザイン1	2 キャリアデザイン2 キャリアデザイン特講A
	専門ゼミ・卒業研究			基礎ゼミ1	1 基礎ゼミ2
	地域とビジネス				2 経営と戦略1 2 経営と戦略2 2 消費と流通1 2 消費と流通2
	小計	8	8	15	21

履修モデル

術を身につけ、公共福祉に関わる機関・団体で、被災者等をこころの面からサポートできる人材を目指すモデル

3年		4年		合計
前 期	後 期	前 期	後 期	
				8
	観光社会学 非営利組織論			2
社会心理学 障害児者心理学 精神医学 心理データ処理演習 心理学英文講読	2 生涯発達心理学 2 臨床心理学 2 カウンセリング演習 1 1	2 2 1		39
キャリアデザイン3 インターンシップ	2 キャリアデザイン4	2		8
専門ゼミ1	1 専門ゼミ2	1 卒業研究		8 12
災害と地域2 災害と人間行動 環境エネルギーの基礎 復興支援演習2	2 災害復興とまちづくり 2 復興支援と人的ネットワーク 復興支援プロジェクト 1	2 2 1		23
	16	13	0	8 92

基礎知識と公共マインドを兼ね備え、地域公共福祉の中核を担うモデル

3年		4年		合計
前 期	後 期	前 期	後 期	
				8
	社会保障論			2
障害児者心理学 精神医学 心理データ処理演習 心理学英文講読	2 生涯発達心理学 2 臨床心理学 1 カウンセリング演習	2 2 1		40
キャリアデザイン3 インターンシップ	2 キャリアデザイン4	2		9
専門ゼミ1	1 専門ゼミ2	1 卒業研究		8 12
災害と人間行動 地域行政論 行政法演習 政治学演習 民法演習	復興支援と人的ネットワーク 2 地域政策論 1 公法演習 1 私法演習 1	2 2 1		21
	14	11	0	8 92

基礎知識を兼ね備え、地域企業の人事部門などで活躍するモデル

3年		4年		合計
前 期	後 期	前 期	後 期	
				8
消費者行動論	2 中小企業論			6
社会心理学 障害児者心理学 精神医学 心理データ処理演習	2 生涯発達心理学 2 比較心理学 2 産業心理学 1 臨床心理学 カウンセリング演習	2 2 2 2 1		41
キャリアデザイン3 インターンシップ	2 キャリアデザイン4	2		9
専門ゼミ1	1 専門ゼミ2	1 卒業研究		8 12
人材管理の基礎 企業経営事例研究 消費と流通事例研究	2 地域と企業 2 2	2		16
	19	13	0	8 92

専門教育科目

モデルI

心理と人間行動×ICT

心理学の知識・理論を修得するとともに、情報処理技

科目区分		1年		2年	
		前期	後期	前期	後期
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2		
			人間と社会 認知の科学 青年の心理 適応の心理	2 2 2 2	発達心理学 犯罪と非行の心理 学習心理学 地域文化と人間行動 心理統計学1 心理学基礎実験1
				2	認知心理学 神経心理学 地域心理学 心理統計学2 心理学基礎実験2
		国際コミュニケーション		2	2 2 2 2 2
	キャリアデザイン科目			キャリアデザイン1	2 キャリアデザイン2
					キャリアデザイン特講A
	専門ゼミ・卒業研究			基礎ゼミ1	1 基礎ゼミ2
	サブメジャーコンピュータ科学	地域とビジネス		ICT 基礎 表計算演習 プレゼンテーション演習 情報倫理と知的財産	1 ICT 基礎実習 ビジネスコンピューティング システム設計技法 コンピュータシミュレーション マルチメディア演習
		ICT			1 1 2 1 1
	日本語・日本文化				
小計		8	8	21	19

モデルJ

心理と人間行動×日本語・日本文化

心理学の知識・理論を修得するとともに、日本語・日

科目区分		1年		2年	
		前期	後期	前期	後期
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2		
			人間と社会 認知の科学 青年の心理 適応の心理	2 2 2 2	発達心理学 犯罪と非行の心理 学習心理学 地域文化と人間行動 心理統計学1 心理学基礎実験1
				2	学校心理学 認知心理学 人格心理学 神経心理学 心理統計学2 心理学基礎実験2
		心理と人間行動		2	2 2 2 2 2
	キャリアデザイン科目			キャリアデザイン1	2 キャリアデザイン2
					キャリアデザイン特講A
	専門ゼミ・卒業研究			基礎ゼミ1	1 基礎ゼミ2
	サブメジャーコンピュータ科学	ICT		表計算演習 プレゼンテーション演習 情報倫理と知的財産	1 1 1 1 1
		日本語・日本文化		人間文化概論 日本文化史 日本語表現法1	2 2 2 2 1
小計		8	8	20	21

履修モデル

術や情報表現技術の基礎を身につけ、地域の円滑なコミュニケーションと情報発信に貢献するモデル

3年		4年		合計
前 期	後 期	前 期	後 期	
社会心理学 心理学実験法演習 心理データ処理演習	2 1 1	生涯発達心理学 比較心理学 産業心理学 臨床心理学	2 2 2 2	8
資格英語1 キャリアデザイン3 インターンシップ 専門ゼミ1	2 2 1	資格英語2 キャリアデザイン4 専門ゼミ2	2 1	42
コンピュータネットワーク データベース1 Web デザイン	2 2 2	e コマースと企業活動 データベース2 Web 解析	2 2	12
文章と論理	13		卒業研究	8
		15	0	92

本文化に関する知識を兼ね備え、マスコミ関連で活躍する人材や情報発信力のあるライター・リポーターを目指すモデル

3年		4年		合計
前 期	後 期	前 期	後 期	
社会心理学 障害児心理学 精神医学 心理学実験法演習 心理データ処理演習	2 2 2 1 1	生涯発達心理学 比較心理学 産業心理学 臨床心理学	2 2 2 2	8
キャリアデザイン3 インターンシップ 専門ゼミ1 Web デザイン データベース1	2 1 1 2 1	キャリアデザイン4 卒業研究	2 1	40
文章と論理 日本文化研究 A	2 2	日本文化研究 B	2	9
	16		0	12
	11		0	6
				17
				8
				92

専門教育科目

モデルK

国際コミュニケーション×復興支援

英語力と国際感覚に加え復興支援に必要な知識・技術を

科目区分		1年		2年	
		前 期	後 期	前 期	後 期
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2		
	地域と社会		いわき学	地域社会学	地域福祉論
	国際コミュニケーション		Oral Communication 1 Oral Communication 2 Communicative English Grammar 1 Communicative English Grammar 2	English Listening 1 English Writing 1 English Reading 1 Oral Communication 3 異文化コミュニケーション論 言語と社会	English Listening 2 English Writing 2 English Reading 2 Oral Communication 4 グローバル化と地域社会 海外文化体験
	キャリアデザイン科目			キャリアデザイン 1	キャリアデザイン 2
	専門ゼミ・卒業研究			基礎ゼミ 1	基礎ゼミ 2
	サブメジャーコース	復興支援		復興支援論 災害復興の歴史 ボランティア論	災害と地域 1 防災・減災の基礎 原発と放射線の基礎 復興支援演習 1
		小 計	8	4	19
					22

モデルL

国際コミュニケーション×地域公共政策

英語力に加え豊かな国際感覚と法律・行政・経済等の知

科目区分		1年		2年	
		前 期	後 期	前 期	後 期
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2		
	地域と社会		いわき学 法学の基礎	法律と市民生活 経済と市民生活	
	国際コミュニケーション		Oral Communication 1 Oral Communication 2 Communicative English Grammar 1 Communicative English Grammar 2	English Listening 1 English Writing 1 English Reading 1 Oral Communication 3 異文化コミュニケーション論	English Listening 2 English Writing 2 English Reading 2 Oral Communication 4 グローバル化と地域社会 海外文化体験
	キャリアデザイン科目			キャリアデザイン 1	キャリアデザイン 2
	専門ゼミ・卒業研究			基礎ゼミ 1	基礎ゼミ 2
	サブメジャーコース	地域公共政策		地域公共政策の基礎 憲法 行政法 1	行政法 2 政治学 民法 経済原論 憲法演習
	ICT				ビジネスコンピューティング
	日本語・日本文化			日本文化史	現代日本文化論
		小 計	8	4	17
					23

モデルM

国際コミュニケーション×地域とビジネス

英語運用能力と国際的な視野を身につけるとともに、

科目区分		1年		2年	
		前 期	後 期	前 期	後 期
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2		
	地域と社会			経営の基礎1 経営の基礎2	マーケティング1 マーケティング2
	国際コミュニケーション		Oral Communication 1 Oral Communication 2 Communicative English Grammar 1 Communicative English Grammar 2	English Listening 1 English Writing 1 English Reading 1 Oral Communication 3 異文化コミュニケーション論	English Listening 2 English Writing 2 English Reading 2 Oral Communication 4 グローバル化と地域社会 海外文化体験
	キャリアデザイン科目			キャリアデザイン 1	キャリアデザイン 2
	専門ゼミ・卒業研究			基礎ゼミ 1	基礎ゼミ 2
	サブメジャーコース	地域とビジネス		経営と戦略1 経営と戦略2 消費と流通1 消費と流通2	
	ICT				ビジネスコンピューティング
	日本語・日本文化			日本文化史	現代日本文化論
		小 計	8	4	15
					22

履修モデル

身につけ、国内外の自治体やNPOで復興支援の情報発信や被災地支援に携わるモデル

3年		4年		合計
前 期	後 期	前 期	後 期	
				8
	非営利組織論			2
English Reading 3 資格英語1	2 1	English Reading 4 資格英語 2	2 1	
韓国の社会と文化 地域振興と国際コミュニケーション1	2	地域振興と国際コミュニケーション2 翻訳研究	2 2	36
キャリアデザイン3 インターンシップ	2 1	キャリアデザイン4	2	9
専門ゼミ1	1	専門ゼミ2	1	卒業研究
災害と地域2 災害と人間行動 環境エネルギーの基礎 復興支援演習2	2 2 2 1	災害復興とまちづくり 復興支援と人的ネットワーク 復興支援プロジェクト	2 2 1	25
	16	15	0	8 92

識を身につけ、公務員として地域のグローバル化に貢献するモデル

3年		4年		合計
前 期	後 期	前 期	後 期	
				8
English Reading 3 資格英語1	2 1	English Reading 4 資格英語 2	2 1	
中国の社会と文化 韓国の社会と文化	2	地域振興と国際コミュニケーション2 翻訳研究	2 2	36
地域振興と国際コミュニケーション1	2			
キャリアデザイン3 インターンシップ	2 1	キャリアデザイン4	2	9
専門ゼミ1	1	専門ゼミ2	1	卒業研究
地域行政論 行政法演習 政治学演習 民法演習 経済学演習1	2 1 1 1 1	地域政策論 公法演習 私法演習 経済学演習 2	2 1 1 1	26
	17	15	0	8 92

ビジネスに関する基礎知識を兼ね備え、地域企業で幅広く活躍するモデル

3年		4年		合計
前 期	後 期	前 期	後 期	
				8
				8
English Reading 3 資格英語1	2 1	English Reading 4 資格英語2	2 1	
中国の社会と文化 地域振興と国際コミュニケーション1	2 2	地域振興と国際コミュニケーション2 翻訳研究	2 2	36
キャリアデザイン3 インターンシップ	2 1	キャリアデザイン4 キャリアデザイン特講B	2 2	11
専門ゼミ1	1	専門ゼミ2	1	卒業研究
サービススマネジメント1 サービススマネジメント2 経営分析の基礎 人材管理の基礎 企業経営事例研究 消費と流通事例研究	2 2 2 2 2 2	サービススマネジメント事例研究 e コマースと企業活動 地域と企業	2 2 2	16
	17	18	0	8 92

専門教育科目

モデルN

国際コミュニケーション×ICT

英語力に加え豊かな国際感覚とコンピュータを用いた

科目区分		1年				2年			
		前期		後期		前期		後期	
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2						
	地域と社会							マーケティング1 マーケティング2	
	国際コミュニケーション			Oral Communication 1 Oral Communication 2 Communicative English Grammar 1 Communicative English Grammar 2	1 1 1 1	English Listening 1 English Writing 1 English Reading 1 Oral Communication 3 異文化コミュニケーション論 言語と社会	1 2 2 2 2	English Listening 2 English Writing 2 English Reading 2 Oral Communication 4 グローバル化と地域社会 海外文化体験	1 2 2 2 2
	キャリアデザイン科目					キャリアデザイン1	2	キャリアデザイン2 キャリアデザイン特講A	2
	専門ゼミ・卒業研究					基礎ゼミ1	1	基礎ゼミ2	1
	地域とビジネス								
	ICT					ICT基礎 表計算演習 プレゼンテーション演習 情報倫理と知的財産	2 1 2	ICT基礎実習 ビジネスコンピューティング システム設計技法 コンピュータシミュレーション マルチメディア演習	1 1 2 1 1
	日本語・日本文化					日本語表現法1	1	日本語表現法2	
	小計			8	4		20		21

モデルO

国際コミュニケーション×日本語・日本文化

英語運用能力と国際的な視野を身につけるとともに、

科目区分		1年				2年			
		前期		後期		前期		後期	
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2						
	国際コミュニケーション			Oral Communication 1 Oral Communication 2 Communicative English Grammar 1 Communicative English Grammar 2	1 1 1 1	English Listening 1 English Writing 1 English Reading 1 Oral Communication 3 異文化コミュニケーション論 言語と社会	1 2 2 2 2	English Listening 2 English Writing 2 English Reading 2 Oral Communication 4 グローバル化と地域社会 海外文化体験	1 2 2 2 2
	キャリアデザイン科目					キャリアデザイン1	2	キャリアデザイン2 キャリアデザイン特講A	2
	専門ゼミ・卒業研究					基礎ゼミ1	1	基礎ゼミ2	1
	ICT					プレゼンテーション演習 情報倫理と知的財産	2	ビジネスコンピューティング	
	日本語・日本文化					日本語教育文法 人間文化概論 日本文化史 日本語表現法1	2 2 2 1	日本語表現法2 日本語学習アドバイジング 文化社会論 現代日本文化論 日本文化文献講読	1 2 2 2
	教職					教育心理学			
	小計			8	4		20		20

モデルP

国際コミュニケーション×教職

英語運用能力と幅広い教養を身につけ、地域の中学校

科目区分		1年				2年			
		前期		後期		前期		後期	
専門教育科目	基本科目	地域教養の学び 国際コミュニケーション 心理と人間行動 地域と社会	2 2 2 2						
	地域と社会								
	心理と人間行動			青年の心理 適応的心理					
	国際コミュニケーション			Oral Communication 1 Oral Communication 2 Communicative English Grammar 1 Communicative English Grammar 2	1 1 1 1	English Listening 1 English Writing 1 English Reading 1 Oral Communication 3 異文化コミュニケーション論 英米文化概論	1 2 2 2 2	English Listening 2 English Writing 2 English Reading 2 Oral Communication 4 英米文学概論 英語学概論 海外文化体験	1 2 2 2 2
	キャリアデザイン科目					キャリアデザイン1	2	キャリアデザイン2 キャリアデザイン特講A	2
	専門ゼミ・卒業研究					基礎ゼミ1	1	基礎ゼミ2	1
	ICT							ICT基礎実習	1
	教職			教職論	2	教育心理学 教育相談 教育原理 英語教育学概論	2 2 2 2	教育方法論 教育の制度と経営 英語教材研究	2 2 2
	小計			8	6		21		22

履修モデル

情報処理・情報表現の技術を駆使して、企業の広報部門やベンチャー企業で活躍するモデル

3年		4年		合計		
前 期	後 期	前 期	後 期			
				8		
English Reading 3 資格英語 1 地域振興と国際コミュニケーション 1	2 1 2	English Reading 4 資格英語 2 地域振興と国際コミュニケーション 2 翻訳研究	2 1 2 2	36		
キャリアデザイン 3 インターンシップ	2 1	キャリアデザイン 4	2	11		
専門ゼミ 1	1	専門ゼミ 2	1	卒業研究	8	12
サービススマネジメント 1 サービススマネジメント 2		サービススマネジメント事例研究 e コマースと企業活動				
コンピュータネットワーク データベース 1 情報と言語教育 Webデザイン	2 2 2 2	データベース 2 Web解析	2 2	24		
	17	14	0	8	92	

日本文化や日本語教育についての基礎知識を兼ね備え、日本語教員としての活躍を目指すモデル

3年		4年		合計		
前 期	後 期	前 期	後 期			
				8		
資格英語 1 中国の社会と文化 韓国の社会と文化 地域振興と国際コミュニケーション 1	1 2 2 2	資格英語 2 地域振興と国際コミュニケーション 2 翻訳研究	1 2 2	36		
キャリアデザイン 3 インターンシップ	2	キャリアデザイン 4	2	10		
専門ゼミ 1	1	専門ゼミ 2	1	卒業研究	8	12
情報と言語教育	2				4	
文章と論理 日本語教育法 1 日本文化研究 A	2 2 2	日本語教育法 2 日本文化研究 B	2 2	日本語教育実習(集中)	2	22
	18	12	2	8	92	

及び高等学校の英語教員として活躍するモデル

3年		4年		合計		
前 期	後 期	前 期	後 期			
				8		
教育社会学						
English Reading 3 資格英語 1 英語音声学 1 英米文学研究	2 2 2 2	English Reading 4 資格英語 2 翻訳研究 英語音声学 2	2 2 2 2	36		
キャリアデザイン 3 専門ゼミ 1	2 1	キャリアデザイン 4 専門ゼミ 2	2 1	卒業研究	8	12
特別活動の指導法 道徳教育の指導法 児童英語教育論 英語科教育法 1	2 2 2 4	生徒・進路指導論 教育課程論 教育実習 A (教育実習 B) 英語科教育法 2	2 2 2 (3) 4	教育実習 A (教育実習 B) 教職実践演習(中・高)	5 2	41
	19	15	5	10	106	

教職課程（教員免許状の取得）

はじめに

いわき明星大学では、「全人教育に基づいた、地域社会に貢献できる人の育成」の教育目標のもと、教員養成においても、幅広い知識・教養とともに社会人基礎力と汎用的技能を身につけ、地域に根ざし、地域社会が求める人材の育成を目指します。また、教育課程全体を通じて、深い洞察力、実践的指導力、教育職としての使命感、生徒とともに学び続ける姿勢等を涵養します。これらの取り組みを通して本学の教職課程では、教科指導、生徒指導、学級経営などの力量を高めると同時に生涯にわたり自らが教員としての資質能力の向上を図り、教育の本質や課題、時代や地域の特性に根ざした具体的諸問題に真摯に取り組むことのできる、知見豊かな教員を養成します。

あわせて、教養学部地域教養学科の「国際コミュニケーション」メジャーを専攻することで、国際共通語としての英語の運用能力、及びグローカルな意識をもって地域や世界とのコミュニケーションを図る能力を4年間かけて体系的・順次的に修得・向上させます。

教職を志す方は、教職課程で身につけた能力を中学校や高等学校の教員として自信をもって「実践」「活用」し、地域の未来を担う子供たちに「英語力」そのものののみならず、それをどのように役立てるかについての「意識を育む教育」を行うことのできる「地域基盤型教員」を目指してください。

1. 教職課程

教職課程を履修する学生は、教職課程に関するガイダンスに必ず出席をしてください。教育職員免許法に定められている科目にもとづいた、本学の科目を修得するだけではなく、履修条件や手続きもあります。個人の判断だけで行動すると、教員免許状が取得できなくなる場合があります。本書をしっかりと読んで、不明な点があれば、教務学生支援センターまで問い合わせてください。

(1) 本学で取得できる教員免許状

本学の教職課程の履修によって取得できる教員免許状は次のとおりです。

学 部	学 科	免許教科	免許状の種類
教 養 学 部	地 域 教 養 学 科	英 語	中学校教諭一種免許状
			高等学校教諭一種免許状

(2) 教員免許状を取得するためには

① 履修の制限

教職課程を履修できる学生は教養学部地域教養学科に在籍し、「国際コミュニケーション」メジャー及び「教職」サブメジャーを専攻すること。また、所定の手続きを行う必要があります。
((3) 教職課程の履修) 参照

② 所要資格

- i . 基礎資格：学士の学位を有すること。（一種免許状）
- ii . 教職課程で定められた科目を修得すること。（((6) 教職課程関連科目一覧) 参照）
 - 教科に関する科目
 - 教職に関する科目
 - 教科又は教職に関する科目
 - 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
- iii . 中学校免許状を取得する場合は、「介護等体験」を行っていること。
(特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間) ((4) 介護等体験) 参照)
- iv . 教育実習を行っていること。((5) 教育実習) 参照)

(3) 教職課程の履修

教員免許状取得希望者は、「教職課程履修届（様式第1号）」を所定の期日までに提出しなければなりません。また、教職課程の履修を取り消す場合は、「教職課程履修取消届（様式第2号）」を提出します。詳細は、ガイダンスで説明します。不明な点がありましたら、教務学生支援センターまで問い合わせてください。（P.51参考資料参照）

(4) 介護等体験（中学校の教員免許状取得希望者のみ）

① 介護等体験とは

教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、当面、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、介護等体験をさせる。（平成9年介護等体験特例法「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」抜粋）

介護等体験は、「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めること」及び「人の心の痛みがわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現」という介護等体験特例法に規定された2つの趣旨を実現させるものです。

社会福祉施設における介護等体験では、施設を利用している高齢者や障がい者の生活実態に触れ、それらの人々の正しい理解とともに、社会福祉施設の機能や地域社会に果たす役割を正しく認識する姿勢が求められます。

特別支援学校における介護等体験では、児童・生徒の個々の障がいに対応した、きめ細かな教育的配慮に触れながら、介護・介助・交流を通じて、その体験を、一人一人の教育活動に生かしていくことが期待されています。

けっして遅刻や欠席のないように、また、挨拶や言葉遣いもはっきり、社会人としてのマナーに留意し、気持ちよく過ごすことを念頭に置いて、実習に臨んでください。

② 対象者

中学校一種免許状取得希望者が対象となります。介護等体験の実習については、許可要件があります。この要件を充たしていないと実習を行う事はできません。

（「⑤ 介護等体験の実習許可要件」参照）

③ 実習期間について

実習期間は次の通りです。

○社会福祉施設 5日間

○特別支援学校 2日間

※ 実習終了後には、各実習施設・学校にて介護等体験に関する証明書が発行されます。再発行はできませんので、すべての介護等体験が終了しましたら、証明書を教務学生支援センターへ提出してください。（詳細は、ガイダンスで説明します。）

④ 実習の手続きについて

介護等体験の手続きは、2年次後期に実施する「介護等体験事前ガイダンス」内で行います。

ガイダンスについては掲示・manab@IMU等で確認をしてください。無断で遅刻・欠席をした場合は、実習を行えません。

⑤ 介護等体験の実習許可要件

介護等体験を行うためには、次の要件をすべて充たしていかなければなりません。

i～iiiについては、2年次の成績が確定した時点での判定を行い、3年次4月始めに掲示にて合否をお知らせいたします。

- i. 3年次に進級していること。
 - ii. 「教職論」「教育原理」の単位を修得済みであること。
 - iii. 修得済みの「教科に関する科目」および「教職に関する科目」の平均点が75点以上であること。
 - iv. 介護等体験実習費を納入していること。
 - 介護等体験実習費 7,500円（福島県社会福祉協議会指定金額＊）
 - 介護等体験保険代 210円（日本国際教育支援協会指定金額＊）

(* 平成27年3月現在の金額)
- ※ 一度納入された実習費等は、理由によらず返還されません。

(5) 教育実習

① 教育実習とは

教育職員免許法第五条、教育職員免許法施行規則第六条に定められ、「教職に関する科目」に位置づけられています。実習生自らの手続き等により決定した中学校または高等学校において、教育技術の実習及び教員の基本的な仕事そのものの実習を行うことを主たる内容としています。具体的には実習校及び実習指導教員の指導のもと、教科及び教科外の諸活動の指導など具体的な体験を通して、授業や生徒指導等に必要な教育上の諸能力を集中的に身につけ、教員になるための資質を養おうとするものです。

◇ 実習の意義

- i. 教育、教科に関する知識や技術を学校現場で適用します。
- ii. 学校教育活動全般にわたる認識を深めます。
- iii. 教科の学習指導、道徳や特別活動指導、生徒指導、学級経営、評価等の技術など、教員として必要な専門的技能や技術を修得します。
- iv. 教職についての自覚と意欲を高め、教員としての使命感を養います。
- v. 実践を通して自己の課題を発見し、課題解決へ向けた構想を立て、新しい時代の教師としての基礎を築きます。

◇ 実習の心構え

実習生は快活、公正、謙虚であり、そして、何よりも健康で臨みます。実習の意義i～vに示す内容を着実に実現できるよう、実習校の教育方針を尊重し有意義な実習となるよう心がけます。

② 対象者

中学校一種免許状、高等学校一種免許状取得希望者が対象となります。教育実習については、許可要件があります。この要件を充たしていないと実習を行うことはできません。

（「⑤ 教育実習の実習許可要件」参照）

③ 実習期間について

実習期間は次の通りです。

- i. 中学校・高等学校両方の免許状取得希望者…………中学校へ3週間の実習
- ii. 高等学校の免許状のみ取得希望者……………高等学校へ2週間の実習

④ 教育実習までの流れ

教育実習までには、いくつかのガイダンスが実施されますので、必ず出席してください。

ガイダンスについては掲示・manab@IMU等で確認してください。無断で遅刻・欠席をした場合は、実習を行えません。

年次	時 期	内 容
3 年次	4 月～5 月	<ul style="list-style-type: none"> ○履修登録 ○教育実習事前ガイダンス（教育実習内諾の手続きについて） ○実習希望校へ実習受け入れ希望の電話を入れ、了承を得る。
	4 月～9 月	<ul style="list-style-type: none"> ○実習受け入れ内諾依頼手続き 教育実習事前ガイダンス以降、実習予定校を直接訪問し、実習内諾依頼を行う。 <p>※これ以降、実習を取りやめる場合は、必ず教務学生支援センターに申し出ること。</p>
	(確認事項)	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ○ 1～3 年次までの、教員免許状取得に必要な科目の単位を全て修得していますか？ <input type="checkbox"/> ○ 成績について、実習許可要件を充たしていますか？ <input type="checkbox"/> ○ 進級に必要な単位を修得していますか？ <input type="checkbox"/> ○ 中学校免許状を取得希望者は、介護等体験を終了していますか？
4 年次	4月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ○履修登録 ○教育実習直前ガイダンス ○教育実習許可認定判定 教育実習許可要件のうち、「進級について」「成績が実習許可要件を充たしているか」の確認がされ、合格者のみが教育実習を行う事ができます。 ○実習校打ち合わせ 実習期間・打ち合わせ日等について、実習校と連絡をとる。 実習校から大学に連絡があった場合は、教務学生支援センターから対象者へ連絡が入ります。
	5月初旬 ～5月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○教育実習費の納入（中学校・高等学校：20,000円） ※詳細は、ガイダンスで説明します。
	5月～	<ul style="list-style-type: none"> ○教育実習事前打ち合わせ（実習校） (　月　　日() 時～　場所：　　) ○教育実習開始 (　月　　日() ～　月　　日())

⑤ 教育実習の実習許可要件

教育実習を行うためには、次の要件をすべて充たしていかなければなりません。

i ~ v については、3年次の成績が確定した時点で判定を行い、4年次4月始めに掲示にて合否をお知らせします。

- i. 4年次に進級していること。
- ii. 次の科目の単位を修得済みであること

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	備考
科目	各科目に含める必要事項			
教職の意義等に関する科目	○教職の意義及び教員の役割	教職論	2	
	○教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）			
	○進路選択に資する各種の機会の提供等			
教育の基礎理論に関する科目	○教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	
教育課程及び指導法に関する科目	○教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2	
	○各教科の指導法	英語科教育法1	4	
	○道徳の指導法	英語科教育法2	4	中学校必修
	○特別活動の指導法	道徳教育の指導法	2	中学校必修
	○教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	特別活動の指導法 教育方法論	2	

- iii. 「教科に関する科目」において、3年次終了までに修得可能な単位の80%以上（30単位以上）を修得していること。
- iv. 「教職に関する科目」において、3年次終了までに修得可能な単位の80%以上（中学校免許状：22単位以上、高等学校免許状：18単位以上）を修得していること。
- v. 3年次終了までに修得した「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の平均点が75点以上であること。
- vi. 教育実習費を納付していること。（中学校・高等学校：20,000円）

※ 一度納入された実習費は、いかなる理由によらず返還されません。

(6) 教職課程関連科目一覧

① 「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」(中学校・高校)

免許法施行規則に定める 科目区分	授業科目	必修	選択	開講学年	備考		
教科に関する科目	英語学	英語学概論 英語教材研究 英語音声学1 英語音声学2 言語と社会	2 2 2 2 2		2 2 3 3 2	必修 20単位 選択 16単位以上 修得すること	
	英米文学	英米文学概論 英米文学研究	2 2		2 3		
	英語コミュニケーション	Oral Communication 1 Oral Communication 2 Communicative English Grammar 1 Communicative English Grammar 2 Oral Communication 3 Oral Communication 4 English Reading 1 English Reading 2 English Listening 1 English Listening 2 English Writing 1 English Writing 2 English Reading 3 English Reading 4	1 1 1 1 1 1 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2		1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3		
	異文化理解	英米文化概論 異文化コミュニケーション論 翻訳研究 海外文化体験	2 2 2 2		2 2 3 2		
	教科又は教職に関する科目		児童英語教育論 道徳教育の指導法	2 2	3 3		

② 免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める 科目区分	授業科目	必修	選択	開講学年	備考
日本国憲法	暮らしのなかの憲法	2		1	
体育	健康・スポーツ1	1		1	
	健康・スポーツ2	1		1	
外国語コミュニケーション	英語B 1	1		1	
	英語B 2	1		1	
情報機器の操作	コンピュータリテラシー	1		1	
	I C T 基礎実習	1		2	

③ 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		開講学年	備考
科目	各科目に含める必要事項		必修	選択		
教職の意義等に関する科目	○教職の意義及び教員の役割 ○教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ○進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	2		1	【中学校免許状】 35単位以上修得 【高等学校免許状】 27単位以上修得
教育の基礎理論に関する科目	○教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		2	
	○幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学	2		2	
	○教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育の制度と経営	2		2	
教育課程及び指導法に関する科目	○教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2		3	中学校免許状取得の場合、8単位以上修得
	○各教科の指導法	英語科教育法 1	4		3	
		英語科教育法 2		4	3	
		英語教育学概論		2	2	
	○道徳の指導法	道徳教育の指導法	2		3	中学校免許状取得の場合、必修
	○特別活動の指導法	特別活動の指導法	2		3	
	○教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	2		2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	○生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2		3	
	○進路指導の理論及び方法					
	○教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2		2	
教育実習	○教育実習 A (事前事後指導 1 単位を含む。) ○教育実習 B (事前事後指導 1 単位を含む。)		5		3～4	中学校免許状取得の場合、必修
			3		3～4	高等学校免許状取得の場合、必修
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2		4		※中学校・高校の両方の免許状を取得する場合は、「教育実習 A (5 単位)」が必修となる。

※ 中学校教員免許状取得希望者は、介護等体験の修得が必要です。対象者は、教職ガイダンス等で説明がありますので必ず出席し、手続きを行ってください。

(様式第1号)
いわき明星大学教養学部地域教養学科
教職課程履修届

【基本情報】				記入日：平成 年 月 日
学籍番号				
フリガナ				
氏名		姓	名	性別 男・女
				生年月日 平成 年(西暦) 月 日
入学年月 平成 年 4 月				
卒業予定期月 平成 年 3 月				
チュー ター		1年次		
		2年次		
		3年次		
		4年次		
携 帯	年 月 日現在			
	年 月 日現在			
	年 月 日現在			
メ ル	年 月 日現在			
	年 月 日現在			
	年 月 日現在			
連絡先		現住所	〒 (電話番号)	
		帰省先	〒 (電話番号)	
取得希望免許状種 (○を記入してください)		中学校教諭1種免許状 (英語)		
		高等学校教諭1種免許状 (英語)		
		小学校教諭免許状 (※1)		

※1 単独で取得する事は出来ません。必ず、中学校教諭1種免許状を取得する必要があります。

本届出書で得た個人情報については、教職課程に関する連絡をする際に使用する以外、使用は致しません。また、個人情報については、個人情報保護法等の法令に基づき、厳格に取り扱います。

学籍番号		氏名	
(教職を志望する理由) ※2/3以上、埋まるように具体的に記入してください。			
(以下事務使用欄)			
実習の記録			
実習・実習年度		実習・体験先	特記事項
介護等体験 年度		(特別支援学校)	
		(社会福祉施設)	
教育実習 年度		(実習校名) (期間)	
実習費納入状況			
介護等体験		教育実習費	

(様式第2号)

学部長	学科主任	教職担当	教務担当

教職課程履修取消届

提出日	年 月 日
学籍番号	
氏名	印
チュー ター	印

以下の理由により、教職課程履修を取消いたします。

履修取消免許状種 (○をつけてください)	中学校教諭1種免許状 (英語)
	高等学校教諭1種免許状 (英語)
	小学校教諭免許状

履修取消の理由

2. 小学校教諭一種免許状（平成27年度入学生より）

明星大学通信教育部との業務提携により、明星大学通信教育課程の科目等履修生として在籍し、提携プログラムを利用することで、いわき明星大学卒業時に小学校教諭一種免許状を取得することができます。

(1) 受講要件

- ① いわき明星大学教養学部地域教養学科に在籍し、「国際コミュニケーション」メジャー及び「教職」サブメジャーを専攻し、中学校教諭一種免許状（英語）の教職課程を計画的に履修している者。
- ② 卒業後に、小学校の教職に就くことを強く希望している者。（プログラム申込の際には、教職担当教員と面談を行い、意思確認を行います。）
- ③ 小学校教諭一種免許状取得プログラム受講申込期間に必要な手続きを行い、明星大学通信教育部科目等履修生として登録を行った者。

(2) 受講期間

2年次より3年間で小学校教諭一種免許状を取得するための単位を修得します。

※ 本学在学中（3年以内）に小学校教諭一種免許状が取得できなかった場合、明星大学通信教育部科目等履修生の資格を失います。

(3) 履修上の注意

- ① 明星大学の通信教育部の科目等履修生として明星大学通信教育課程に属するため、履修上の規程は明星大学通信教育部の規程に従うこと。
- ② いわき明星大学において、教職以外の資格を取得しないこと。ただし、必然的に取得できる資格は除きます。
- ③ 小学校教諭一種免許状を単独では取得できません。いわき明星大学教養学部地域教養学科の教職課程免許状（中学校教諭一種免許状（英語））を同時に取得することで、小学校教諭一種免許状を取得することができます。

(4) 手続きについて

- ① 小学校教諭一種免許状取得のためのガイダンスを実施します。日程については掲示で案内します。
- ② ガイダンスでは、プログラムの申込手続きや履修方法について説明します。ガイダンスを欠席した場合は、申込手続きが行えません。

(5) 単位の修得方法について

- ① 小学校教諭一種免許状取得に必要な科目を、3年間に分けて学習することにより単位を修得していきます。
- ② 基本的には、レポートを提出し合格することと、科目終了試験を受験し合格することで1科目の単位を修得します。
- ③ おおむね1科目1冊のテキストがあり、指定の課題に沿って順次レポートをまとめ、いわき明星大学教務学生支援センターへ提出します。教務学生支援センターより明星大学通信教育部へレポートを送付し、各科目の担当教員によって添削指導がされます。添削されたレポートは郵送にて本人へ返却されます。レポートが合格点を取るまで、添削指導に基づきレポートを修正・再提出となります。
- ④ レポートを指定期日までに提出すると、科目終了試験の受験資格を得ます。受験資格を得た学生は、明星大学通信教育部へ科目終了試験の受験申請をし、年8回実施されている当該試験を受験します。科目終了試験が不合格となった場合は、再度科目終了試験受験申請を行い、合格点を取るまで試験を受験します。（科目終了試験は、いわき明星大学が会場となる場合があります。詳細は、教務学生支援センターからの案内および明星大学通信教育部から送付される冊子を確認してください。）

- ⑤ 初等教育実習については、明星大学通信教育部の指導を受け、実習校を決定し実習を行います。
- ⑥ 明星大学通信教育部にて開催しているスクーリングを利用し、単位を修得することもできます。
(別途手続、別途費用)

(6) 履修計画

学年	科 目 名	単位	受講方法*	備 考
2年	国語（書写を含む。）	2	R T or S R	
	初等国語科教育法（書写を含む。）	2	R T or S R	
	図画工作	2	R T or S R	※隔年開講
	初等図画工作科教育法	2	R T or S R	※隔年開講
	算数	2	R T or S R	
	初等算数科教育法	2	R T or S R	
	社会	2	R T or S R	
	初等教育方法学	2	R T or S R	
	初等教育課程論	2	R T	
	2年次（9科目）	18		
3年	初等社会科教育法	2	R T or S R	
	音楽	2	R T or S R	※隔年開講
	初等音楽科教育法	2	R T or S R	※隔年開講
	生活科	2	R T	
	初等生活科教育法	2	R T or S R	
	理科	2	R T	
	初等理科教育法	2	R T	
	道徳教育の指導法（小学校）	2	R T or S R	
	初等教育相談の基礎と方法	2	R T	
	初等教育実習指導	1	S R	※スクーリング
	3年次（10科目）	19		
4年	初等体育科教育法	2	R T or S R	
	初等家庭科教育法	2	R T	
	特別活動の指導法（小学校）	2	R T	
	初等教育実習	2	—	
	4年次（4科目）	8		
合計（23科目）				

* 受講方法：[RT] Report（レポート）とTest（科目終了試験）で単位を修得する方法

[SR] Schooling（スクーリング）とReport（レポート）で単位を修得する方法

* スクーリングは、別途ガイダンス等で説明します。

(7) 受講費用

年 次	授業料	備 考
2 年次	117,000 円	1 単位 = 6,500 円 (18 単位分)
3 年次	117,000 円	1 単位 = 6,500 円 (18 単位分) * 初等教育実習指導 (1 単位) は、教育実習指導費に含む
4 年次	64,000 円	1 単位 = 6,500 円 (6 単位分) 教育実習指導費 25,000 円 * 初等教育実習 (2 単位) は、教育実習指導費に含む
合 計	298,000 円	

そ の 他	金 額	備 考
スクーリング受講費 (1 科目につき)	8,000 円	

- ※ 明星大学通信教育部へ納入する経費は、平成27年3月1日現在のものです。(改訂の場合あり)
 ※ スクーリング受講費・教育実習指導費は、それぞれ受講申込時の所定の期日までに納入します。

各種資格

1. 社会調査士

「社会調査士」とは、社会調査に関する基礎的な知識・技能、相応の応用力と倫理観を身につけた、学部卒業レベルの資格です。一般社団法人社会調査協会が認定した大学等で、標準カリキュラムに対応した科目を履修して学部を卒業すると、「社会調査士」の資格を取得できます。一般社団法人社会調査協会とは、平成20年12月25日より法人格を得て、これまでの「社会調査士資格認定機構」（平成15年設立）の体制を整備し名称を新たにスタートした組織です（一般社団法人社会調査協会ホームページhttp://jasr.or.jp/）。

社会調査は、複雑化し、変動の激しい現代社会の現実をとらえるために不可欠な方法です。

近年、社会調査の重要性は高まっていますが、その担い手となる専門的人材の育成はこれまで未整備でした。そこで、社会調査の水準向上を目的として、調査を正しく評価できる人材、調査を正しく実施できる人材の育成をめざしたものが「社会調査士」の資格です。

(1) 社会調査士の資格取得のための科目

- ① 別表1の科目を履修して学部を卒業すると、「社会調査士」の資格を得ることができます。学部の3年生以上に在籍し、別表1の科目の内3科目以上の単位を修得し2科目以上を履修中であると、「社会調査士（見込み）」を取得できます。（履歴書に記入することができます）
- ② 資格取得の申し込み手続きは、地域教養学科の連絡責任者を通じて行います。詳細については、学部事務室に問い合わせて下さい。
- ③ 手続き等については、一般社団法人社会調査協会のホームページ（http://jasr.or.jp/）をみておいて下さい。また、申請書等もホームページからダウンロードして入手できます。
- ④ 地域教養学科では、別表1の科目について、科目の認定を受けています。

（申請書に記入する科目認定番号は、履修学年によって異なることに気を付けて下さい）

別表1

	「社会調査士資格取得のための標準カリキュラム」で定める科目	単位	授業科目	単位数(必修)	履修学年
A	社会調査の基本的事項に関する科目	2	社会調査の基礎	2	1
B	調査設計と実施方法に関する科目	2	調査の設計と方法	2	2
C	基本的な資料とデータの分析に関する科目	2	社会データ分析	2	2
D	社会調査に必要な統計学に関する科目	2	社会統計学	2	3
E	量的データ解析の方法に関する科目	2	量的調査の方法	2	3
F	質的な分析の方法に関する科目	2	質的調査の方法	2	2
G	社会調査の実習を中心とする科目	2	社会調査実習1・2	1・1	3

EとFは片方の履修で可

2. 日本語教員

(1) 日本語教員とは何か

日本語教員とは外国人に日本語を教える専門職であり、いわゆる「国語の先生」とは異なります。

(2) 日本語教員の資格

日本語教員の資格は、公教育教員の資格と比べるときわめてゆるやかです。昭和60年に所轄官庁周辺から示された養成に関する基準は、次のとおりです。

- ① 大学で日本語教育に関する主専攻（45単位以上）を修了し、卒業した者
- ② 大学で日本語教育に関する副専攻（26単位以上）を修了し、卒業した者
- ③ 日本語教育能力検定試験に合格した者
- ④、⑤省略

(3) 本学における日本語教員養成講座

平成12年に、外国語教育に関する新しい知見を盛り込んだ、改定された教育内容が所轄官庁周辺から例示されました。本学における養成講座は昭和60年の基準に基づきつつ、新しい教育内容をも尊重したものであり、養成講座修了要件を32単位以上に設定しています。従来式の表現をするなら、「日本語教育副専攻」に相当します。（なお、(2)(3)の検定試験合格の社会的評価が高く、①、②で資格を得た者も検定試験を受験する場合が多いことを付言しておきます）

(4) 養成講座修了者の進路

養成講座修了者には、次のような進路の可能性があります。

- ① 日本語教員になる。（日本国内の日本語学校で留学生に日本語を教える／日本の企業で外国から来たビジネスマンに日本語を教える／日本の大学で留学生に日本語を教える／海外で日本語を教える／地域の外国人に日本語を教える（ボランティアなど））
- ② 養成講座で得たスキルを自分の付加価値とし、日本語教育以外の分野で仕事をする。
いずれにしても、養成講座修了によって、たちどころにこのような進路が開かれるわけではありません。特に①の場合、その後の相当の努力が必要であることを心に銘記しておいて下さい。

日本語教員関連科目及び単位数

科 目 区 分	科 目 区 分ごとの 必 要 单 位 数	授 業 科 目	单 位 数		履 修 学 年	
			必 修	選 抹		
社会・文化・地域	10	地域と社会	2	2	1	
		国際コミュニケーション		2	1	
		海外文化体験		2	2	
		日本文化史		2	2	
		現代日本文化論		2	2	
		日本文化研究A		2	3	
言語と社会	6	日本文化研究B	2	2	3	
		言語と社会		2	2	
		異文化コミュニケーション論		2	2	
		グローバル化と地域社会		2	2	
言語と心理	2	翻訳研究	2	2	3	
		心理と人間行動		2	1	
言語と教育	6	日本語学習アドバイジング	2	2	2	
		情報倫理と知的財産		2	2	
		情報と言語教育		2	3	
		日本語教育法1		2	3	
		日本語教育法2		2	3	
言語	8	日本語教育実習(集中)	2	2	4	
		ことばの科学		2	1	
		日本語教育文法		2	2	
		日本語表現法1		2	2	
		日本語表現法2		2	2	
文章と論理			2		3	
日本語教員修了証発行の要件：32 単位（480 時間）以上の取得を要します。						

大学院

1. 大学院概要

(1) いわき明星大学大学院の目的

いわき明星大学大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究してその深奥を究め、さらに独創的研究により知的、道徳的及び応用的能力の展開により全人間形成につとめ、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類文化の発展に寄与することを目的とする。

(2) 理工学研究科の教育目標

修士課程（物質理学専攻および物理工学専攻）および博士課程（物質理工学専攻）を有する大学院理工学研究科は、本学の教育理念たる「和」の精神に基づく全人教育を根本に据え、学士課程において専門分野で培った力を発揮して、より一層の深い学識さらには優れた研究開発能力を身につけ、理学と工学を統合した科学技術による先端的分野の開拓に挑戦できる、時代と地域社会の要請に対応しうる科学者・技術者を養成することを目的とする。

わが国はこれまでに先端的な基礎技術、工業技術を生み出し社会に貢献してきた。今後一層の技術進展が望まれるなか、本学学部は基礎力の充実に重点をおいてきたが、より深い学識と研究開発力をもった技術者・研究者が技術開発現場に益々必要となってきた。大学院修了者の技術社会における普遍的活動こそ今後の技術革新に不可欠な要素である。さらに最近の先端研究は、異分野間の未踏の境界領域に設定されることが多く、理学と工学それぞれのいま以上の深化と両者の融合し進展した科学技術を必要としている。本理工学研究科ではこれに応えるべく、修士課程に理学系の「物質理学専攻」と工学系の「物理工学専攻」の2専攻を設けている。

本理工学研究科には、修士課程の物質理学専攻と物理工学専攻の2専攻の上に博士課程の「物質理工学専攻」を置いている。修士課程における理学的色彩の物質理学専攻と工学的色彩の物理工学専攻の目的と志向の相関を博士課程においてはより強く求め、理学と工学の互いに啓発し合った研究を期している。理学的研究は、本来真理の探究という動機に基づくものであるが、本学の博士課程では、これによって得たものを人類の福祉に還元しようとするもうひとつの目的を極めて重要視して理学・工学の融合的専攻としているのである。

なお、本理工学研究科は平成20年度より9月入学制度を実施している。すなわち、4月入学と9月入学の受け入れ体制ができている。

物質理学専攻

物質理学専攻は、生命科学と薬学を基盤として、環境生物学から動物行動、さらに創薬を目指した分子計測と設計、薬理、化学療法まで、幅広い分野についての基礎を身につけながら、物質の分子レベルでの構造と機能に関する深い知識と研究能力を備えた科学者・技術者を養成することを目的とする。

研究分野は、分析化学から生命科学、動植物学、さらに薬理、療法まで多岐にわたるが、生命科学と薬学の視点から、地球上に生きる生物や植物の生態から生命活動に関わる因子の機能と作用、さらにそれらの制御メカニズムを分子レベルで学び、探求する。

これまでの修士課程の研究課題の一部を挙げると

- (1) 抗HIVタンパク質アクチノヒビン：成熟型アクチノヒビンとその高分子修飾体の調製
- (2) カクレクマノミの性分化機構に関する研究
- (3) 抗生物質ワタセマイシンの全合成研究
- (4) 工学活性環状ニトロンの新規合成法とその応用

などがある。

以上、本物質理学専攻では、生命科学から薬学分野まで幅広く学び、研究を通して人と自然が調和した

21世紀の社会に貢献できる科学者・技術者を養成する。

物理工学専攻

今日、ハード、ソフトウェア両面での、電子工業、機械工業の進歩は著しく、その影響は産業構造の質的な変革にまで及びつつある。この変革のための自主技術の開発は、わが国をめぐる厳しい国際環境の中ではますます求められている。物理工学専攻は、電子情報科学、電子工学、および機械工学の学士課程での教育研究の基礎のもとに、より高度な理論と応用の手法を修得させ、基礎と応用の織りなす多次元的な研究に接することを通して、高度情報化社会に不可欠なエレクトロニクス、情報、生産、エネルギー技術の発展に貢献できる、基礎的思考能力と広い応用力を持つ開発者・研究者を養成することを目的とする。電子・機械分野での新素材開発やその評価、コンピュータサイエンスを機軸とした画像処理の高度化などの先端技術に係わる研究課題を扱っている。さらには電子・情報工学と機械工学の両者にまたがる研究課題にも積極的に取り組んでいる。

これまでの修士課程の研究課題の一部を挙げると

- (1) 高温ヒートポンプ用低GWP作動媒体の熱力学性質の測定
- (2) 高性能FeSi2系熱電変換モジュールの創製とその評価
- (3) 運転者の視覚・認知及び眼球運動に関する研究
- (4) クラウド型汎用時系列データ保持・集計システムの構築

などがある。

物質理工学専攻

博士課程物質理工学専攻では、物質の基礎と応用に立脚した教育・研究を行う。理学と工学の相関を最も重要視し、工学的センスを持った理学色の強い研究者、理学的素養を持った工学色の強い研究者の養成を教育目的とし、高い倫理性と豊かな創造性を兼ね備えた、学術の進展と社会の発展に貢献できる研究者および高度な専門的職業人を育成する。

物質理工学専攻には学科目は作らず、各教員固有の講義は設けていない。博士課程では学生は自己に設定された研究について指導教員および研究関連教員の研究室におけるセミナーや研究会への参加を含めた自己研鑽と研究課題の推進に専念する。以下に博士論文題目を示して参考に付する。

- (1) 分数階微分を用いた非線形粘弹性有限要素解析
- (2) 飛翔昆虫におけるトンボの翅の機構・機能の特異性
- (3) 2-オキソグルタル酸脱水素酵素複合体成分のX線結晶構造解析
- (4) 熱流磁気効果を用いた熱電エネルギー変換材料の開発研究と応用研究
- (5) 制ガン剤結合によって起こるDNA二重らせん巻戻し角度の測定
- (6) ヨーロピウムを主体とする人工格子と貴金属テルル化物における輸送現象と磁性

(3) 人文学研究科の教育目標

修士課程(日本文学専攻、英米文学専攻、社会学専攻および臨床心理学専攻)および博士課程(日本文学専攻)を有する大学院人文学研究科は、本学の教育理念たる「和」の精神に基づく全人教育を根本に据え、学士課程での専門教育を基盤としつつ、より高度な学術の理論および応用の方法を修得させ、地域社会はもとより、世界の平和と文化の進展に貢献できる研究者、および高度な専門的職業人を養成することを目的とする。より具体的には、人文科学に共通する人間の思想や感情につき、その背景となる社会現象や、文化全般にわたる理解を深めさせ、現代日本の進展に寄与することを使命とする。

専攻は、日本文学専攻、英米文学専攻、社会学専攻、臨床心理学専攻の4専攻で修士課程を構成し、日本文学専攻には、さらに博士課程を設置し、博士(日本文学)を輩出している。また臨床心理学専攻では、臨床心理士養成を目指す。このために付属実習施設心理相談センターも開設している。

研究資料の充実にも力を注いでいる。「人文学研究科紀要」も発行し、院生や卒業生たちの研究成果の発

表の場をサポートしている。

日本文学専攻・修士課程

学士課程における学修と研究の基盤の上に、より専門的であるとともに、基礎的な面の教育にも配慮しつつ、講義を構成している。科目を「特殊講義」「特殊研究」「演習」の三種に大別し、この講義名のもとに、古代文学、中世文学、近世文学、近代文学、和歌文学、日本語学、漢文学の講義と演習を配置している。特殊講義と特殊研究は隔年開講を原則としている。教授者は専任の教授者の他に、学外からも専門性に優れた教授を招き、講義内容の充実に努めている。

院生にとって重要なことは、より専門性を高め、併せて基礎力を高めることである。このために授業科目は論文指導教授の指導のもとに選択する。また演習については、論文指導教授の担当する演習を選択する。正課外の活動として、学会活動に積極的に参加し、新しい研究課題、研究方法を身につけること、そして自己の研究計画を確立することが求められる。

日本文学専攻・博士課程

博士課程は、博士論文の作成を目的とする。このために研究テーマを明確に定め、研究方法を確立することが求められる。指導教授の指導は前提であるが、ひろく学会活動に参加し、学外にも専門の研究仲間を求め、研鑽することが重要である。

英米文学専攻

英米文学専攻は英語圏諸国の言語・文化をより深く研究しようとする者のために開設されている。大学院生が本専攻で研究し得る分野は具体的には次のとおりである。

- (1) イギリス・アメリカの文学・演劇・文化の研究
- (2) 社会的視点を備えた言語研究
- (3) 英語教育学を中心とする応用言語学
- (4) 西洋哲学に基づく英米文化

大学院生は自分の専攻領域を明確にしたうえで入学し、1年次から専門教員の個人的指導のもとで各自の研究を開始することになるが、それと同時に、専攻領域以外の様々な専門科目にも積極的に取り組むことが強く求められる。これは、本専攻の修了者が、専門知識だけでなく、高い語学力と英語圏諸国に関する幅広い知識を備えた、一般社会にとっても有用な人材に成長することを期待するからにほかならない。なお、本専攻の大学院生の中には、大学院修了後、英語教員になることを目指す者が少なくない。本専攻はそのような進路希望に対しても十分なカリキュラム上の配慮を払っている。

社会学専攻

社会学専攻は、学部で学んだ社会学および社会福祉学（精神保健福祉論を含む）を院生がさらに深め、高度に研究するために設置されている。同時に社会福祉分野の社会人向け大学院としても十分な機能を果たしている。院生が研究できる分野は、各教員の専門分野である下記の分野とその周辺分野である。

- 「社会学史」
- 「公共哲学」
- 「教育社会学」
- 「地域社会学」
- 「家族社会学」
- 「文化人類学」
- 「社会福祉学」
- 「精神保健福祉論」

社会学の真髄は、何を研究対象（問題）とするのかというより、いかに社会学的に問題に接近できるか

(C.W.ミルズ『社会学的想像力』1959年を参照せよ)である。たとえ指導教授と院生の研究分野が異なることがあっても、指導教授が許可するかぎり、院生の問題意識は尊重されるため、指導教授の指導・助言を受けながら、各院生が持っている問題意識を思い切り深めて研究してほしい。

なお、「社会学特殊演習」は、各院生の指導教授になる論文指導のための授業である。したがって、「社会学特殊演習Ⅰ」(通年2単位)は1年次に、「社会学特殊演習Ⅱ」(通年2単位)は2年次に必修科目として取得しなければならない。

■臨床心理学専攻

21世紀は「こころの時代」といわれている。物質的な豊かさを追求し、高度経済成長をなしとげ、確かに物質的には豊かになり、高度情報化で生活の利便性は飛躍的に増大したが、一方それに見合ったこころの豊かさは得られているのかがいま問われている。

少年犯罪をはじめとする重大事件の増大、自殺者の増加あるいは精神病理の一般化傾向が指摘され、高度産業化、高度情報化、国際化、少子高齢化などの急激な社会変化に適応できない人びとが増大している。このような社会情勢を背景に、臨床心理学に関わる高度の専門的職業人への社会的要請は強まっている。

本臨床心理学専攻は、学部における心理学的教養の上に臨床心理学に関する学識を身につけ、高度の専門的研究ならびに実践の能力を養うことを目的としている。

具体的には、臨床心理士の養成を目指して、(公財)日本臨床心理士資格認定協会の基準を参考し、カリキュラムを編成した。すなわち、心理臨床の基本科目として臨床心理学特論、臨床心理面接特論、臨床心理査定演習を設定し、さらに臨床の実践的能力を訓練する科目として臨床心理基礎実習および臨床心理実習を配置して、これらを必修とした。選択必修科目においては、1年次の心理学特殊研究、2年次の臨床心理学特殊研究等により心理学研究の方法論を学ぶほか、人格、犯罪、家族、教育等心理学各領域にわたる科目をバランスよく整備し、基本的な心理学的素養の育成をはかるとともに、心理臨床の実践において重要である臨床心理実務における倫理と関連行政、精神医学、障害児(者)心理学の特論を配置し、さらに必修科目を補強する科目として投映法、心理療法、表現療法ならびに学校臨床心理学の特論を設けた。

このように臨床心理学の基礎科目と近接領域科目及び心理臨床のより特化した専門科目を重層的に配置し、特に学内に新設された付属心理相談センターならびに精神病院などの学外実習機関での実習による、臨床の実践的能力の訓練が重視されている。

以上のような教育体制によって、人間理解の広い視野と確実な学識に裏付けられた実践能力の高い心理臨床の専門家を養成する。

2. 履修要綱

(1) 修了要件

課程終了に必要な条件は、次のとおりです。

- ① 修士課程は2年以上、博士課程は3年以上在学していること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しません)
なお、研究科委員会において優れた研究業績をあげたものと認められた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。
- ② 修士課程は、課程修了に必要な科目及び単位数(30単位以上)を修得していること。
- ③ 学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格していること。

(2) 学位論文の提出及び最終試験

- ① 学位論文を提出しようとする者は、あらかじめ論文の主題とその研究計画を期限までに指導教授に提出し、承認を得なければなりません。
- ② 学位論文は正副2部作成し、指導教授を通じて期限までに研究科長に提出して下さい。提出期限に遅れた論文は受理されませんので注意して下さい。
- ③ 修士課程の最終試験及び論文審査は、課程修了に必要な単位数を修得した者を対象とします。
- ④ 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある専攻の授業科目及び1か国以上の外国語について、口頭又は筆記試問によって行います。
- ⑤ 学位論文の審査にあたって、審査料を徴収することがあります。
なお、一度納入された審査料は、理由によらず返還されません。

(3) 履修方法

① 理工学研究科

- i 別表に定められた各専攻の授業科目を、論文指導教授の指導のもとに必修16単位、選択14単位以上を履修します。なお、選択科目として同じ研究科の他の専攻の選択科目も履修できます。
- ii 下記の6科目のうち2科目を必ず選択し、履修して下さい。
有機化学特論、生化学特論、化学計測学特論(物質理学専攻の科目)
電子物理学特論、数理工学特論、力学特論(物理工学専攻の科目)
- iii 論文指導は各専攻の特別研究Ⅰ・Ⅱ及び研究講読Ⅰ・Ⅱで行うので、論文指導教授が担当する科目を履修して下さい。
- iv 各専攻の特別講義は集中講義です。開講日及び内容は、その都度掲示します。
また、履修年次の指定はありません。

② 人文学研究科

- i 別表に定められた各専攻の授業科目を、論文指導教授の指導のもとに選択し、30単位以上を履修します。
- ii 論文指導教授が担当する授業科目は、すべて履修して下さい。

① 理工学研究科教育課程表

物質物理学専攻（修士）

履修年次	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
1	物質物理学特別研究 I	6	2	論文指導は特別研究 I、II 及び研究講読 I、II で行なう。 有機化学特論、生化学特論、化学計測学特論及び物理工学専攻の電子物理学特論、数理工学特論、力学特論のうち 2 科目を必ず選択すること。
	物質物理学研究講読 I	2		
	有機化学特論			
	生化学特論			
	化学計測学特論			
1・2	物理化学特論		2	論文指導は特別研究 I、II 及び研究講読 I、II で行なう。 有機化学特論、生化学特論、化学計測学特論及び物理工学専攻の電子物理学特論、数理工学特論、力学特論のうち 2 科目を必ず選択すること。
	生体機能特論		2	
	生体物質特論		2	
	物質構造特論		2	
	地球環境科学特論		2	
	凝縮系物理特論		2	
	物質物理学特別講義		2	
	生命科学特論 I		2	
	生命科学特論 II		2	
	天然物化学特論		2	
	行動生理学特論		2	
	構造生物学特論		2	
2	物質物理学特別研究 II	6		
	物質物理学研究講読 II	2		
	計	16	30	

物理工学専攻（修士）

履修年次	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
1	物理工学特別研究 I	6	2	論文指導は特別研究 I、II 及び研究講読 I、II で行なう。 電子物理学特論、数理工学特論、力学特論及び物質物理学専攻の有機化学特論、生化学特論、化学計測学特論のうち 2 科目を必ず選択すること。	
	物理工学研究講読 I	2			
	電子物理学特論				
	力学特論				
	数理工学特論				
1・2	量子工学特論		2	論文指導は特別研究 I、II 及び研究講読 I、II で行なう。 電子物理学特論、数理工学特論、力学特論及び物質物理学専攻の有機化学特論、生化学特論、化学計測学特論のうち 2 科目を必ず選択すること。	
	機能薄膜特論		2		
	電子材料工学特論		2		
	情報理論特論		2		
	材料強度特論		2		
	振動工学特論		2		
	エネルギー工学特論		2		
	統計システム特論		2		
	CAD/CAE/CAM 特論		2		
	通信工学特論		2		
2	物理工学特別講義		2		
	物理工学特別研究 II	6			
	物理工学研究講読 II	2			
	計	16	28		

物質理工学専攻（博士） 授業科目は特設しません。

② 理工学研究科教員（専任）構成と専攻分野

物質理学専攻（修士）

分 野		研究指導および講義担当教員		
分子計測	子 計 測	教 授	理学博士	佐藤 健二
生体物質	生 体 物 質	准 教 授	博士（獣医学）	岩田 惠理
分子設計	分 子 設 計	教 授 教 授	理学博士 理学博士	山浦 政則 梅村 一之
金属属性	金 属 物 性	教 授	工学博士	中田 芳幸
極低温物性	極 低 温 物 性	准 教 授	理学博士	佐藤 直記
薬学	薬 学	教 授	博士（薬学）	川口 基一郎
分子薬理学・化学療法	分 子 薬 理 学 ・ 化 学 療 法	教 授	博士（薬学）	林 正彦
基礎医学	基 础 医 学	教 授	博士（医学）	菊池 雄士
基礎医学	基 础 医 学	教 授	薬学博士・博士（医学）	村田 和子
生物系薬学	生 物 系 薬 学	教 授	薬学博士・博士（医学）	蝦名 敬一
天然物薬品化学、分子生化学	天 然 物 薬 品 化 学 、 分 子 生 化 学	准 教 授	薬学博士	金 容 必
環境生物学	環 境 生 物 学	准 教 授	博士（理学）	佐々木 秀明

物理工学専攻（修士）

分 野		研究指導および講義担当教員		
電子材料工学	電 子 材 料 工 学	教 授 教 授	工学博士 工学博士	竹中 久 清水 文直
薄膜・表面工学	薄 膜 ・ 表 面 工 学	教 授	理学博士	井上 知泰
情報システム工学	情 報 シ ス テ ム 工 学	教 授 准 教 授 准 教 授	工学博士 工学博士 工学博士	竹内 良亘 中尾 剛 江尻 陽三郎
機械材料工学	機 械 材 料 工 学	教 授	博士（工学）	高 三 德
機械システム工学	機 械 シ ス テ ム 工 学	教 授	工学博士	櫻井 俊明
熱力学	熱 力 学	教 授	工学博士	東 之 弘
機械力学	機 械 力 学	准 教 授	博士（工学）	高橋 義考

物質理工学専攻（博士）

分野	教員		
半導体物性工学、表面物理学	教授	理学博士	井上知泰
ミクロ組織構造科学	教授	工学博士	中田芳幸
熱力学、熱物性、電子機器冷却	教授	工学博士	東之弘
電子材料工学・電子回路応用	教授	工学博士	竹中久
有機化学	教授	理学博士	山浦政則
機械設計、最適設計、自動車工学	教授	工学博士	櫻井俊明
分析化学	教授	理学博士	佐藤健二
誘電体材料物性	教授	博士（電気工学）	清水文直
薬学	教授	博士（薬学）	川口基一郎
分子薬理学・化学療法	教授	博士（薬学）	林正彦
基礎医学	教授	博士（医学）	菊池雄士
分子設計	教授	理学博士	梅村一之

③ 人文学研究科教育課程表

日本文学専攻（修士）

履修年次	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
1・2	日本文学特殊講義 I		4	論文指導は演習科目にて行う。
	日本文学特殊講義 II		4	
	日本文学特殊講義 III		4	
	日本文学特殊講義 IV		4	
	日本語学特殊講義 I		4	
	日本語学特殊講義 II		4	
	漢文学特殊講義		4	
	日本文学特殊研究 I		4	
	日本文学特殊研究 II		4	
	日本文学特殊研究 III		4	
	日本文学特殊研究 IV		4	
	日本文学特殊研究 V		4	
	日本語学特殊研究 I		4	
	日本語学特殊研究 II		4	
	日本文学演習 I		2	
	日本文学演習 II		2	
	日本文学演習 III		2	
	日本文学演習 IV		2	
	日本文学演習 V		2	
	日本文学演習 VI		2	
	日本文学演習 VII		2	
	日本文学演習 VIII		2	
	日本語学演習 I		2	
	日本語学演習 II		2	
計			76	

日本文学専攻（博士）

授業科目は特設しません。

英米文学専攻（修士）

履修年次	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
1	英米文学演習 I		2	論文指導は演習科目にて行う。
	英語学演習 I		2	
	応用言語学演習 I		2	
	英米文化演習 I		2	
1・2	英米文学特殊講義 I		4	
	英米文学特殊講義 II		4	
	英米文学特殊講義 III		4	
	英米文学特殊研究 I		4	
	英米文学特殊研究 II		4	
	英米文学特殊研究 III		4	
	英語学特殊講義		4	
	英語学特殊研究		4	
	応用言語学特殊講義		4	
	応用言語学特殊研究		4	
	古典文学特殊講義		4	
	英米文化特殊講義		4	
	英米文化特殊研究		4	
2	英語教育学特殊講義		4	
	英米文学演習 II		2	
	英語学演習 II		2	
	応用言語学演習 II		2	
計			72	

社会学専攻（修士）

履修年次	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
1	社会学特殊演習Ⅰ	2		論文指導は演習科目にて行う。
2	社会学特殊演習Ⅱ	2		
1・2	社会学特殊講義		4	
	社会学特殊研究		4	
	社会学史特殊講義		4	
	社会学史特殊研究		4	
	公共哲学特殊講義		4	
	公共哲学特殊研究		4	
	地域社会学特殊講義		4	
	地域社会学特殊研究		4	
	教育社会学特殊講義		4	
	教育社会学特殊研究		4	
	文化人類学特殊講義		4	
	文化人類学特殊研究		4	
	社会福祉学特殊講義		4	
	社会福祉学特殊研究		4	
	精神保健福祉特殊講義		4	
	精神保健福祉特殊研究		4	
	家族社会学特殊講義		4	
	家族社会学特殊研究		4	
	計	4	72	

臨床心理学専攻（修士）

履修年次	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
1	臨床心理学特論	4	2	指導教員による論文指導は、特に授業時間を設けず行う。	
	臨床心理面接特論	4			
	臨床心理査定演習	4			
	臨床心理基礎実習	4			
	臨床心理学研究法特論				
	心理学統計法特論				
	発達心理学特論Ⅰ				
	発達心理学特論Ⅱ				
	犯罪心理学特論				
	障害者（児）心理学特論				
	投映法特論				
	心理療法特論				
	心理学特殊研究				
	表現療法特論				
1・2	臨床心理学関連行政論		2		
	学校臨床心理学特論		2		
	人格心理学特論		2		
	家族心理学特論		2		
	臨床精神病理学特論		2		
	リハビリテーション心理学特論		2		
	臨床催眠学特論		2		
2	臨床動作法特論		2		
	臨床心理実習	4	4		
	臨床心理学特殊研究				
	計	20	40		

④ 人文学研究科教員（専任）構成と専攻分野

日本文学専攻（修士）

分 野	研究指導及び講義担当教員	
近代文学	教 授	大 内 和 子
近代文学	准 教 授	能 地 克 宜
中世文学	准 教 授	松 本 麻 子
		(着任予定)
		(着任予定)

英米文学専攻（修士）

分 野	研究指導及び講義担当教員	
英米文学（英米演劇）	教 授	小 池 久 恵
英米哲学	教 授	久 呉 高 之
英語教育学	准 教 授	菊 池 武
		(着任予定)

社会学専攻（修士）

分 野	研究指導及び講義担当教員	
社会哲学	教 授	石 丸 純 一
社会学史	教 授	茨 木 竹 二
精神保健福祉論	教 授	柳 澤 孝 主
教育社会学	教 授	神 山 敬 章
社会福祉学	教 授	鎌 田 真理子
家庭社会学	教 授	菊 池 真 弓
高齢者福祉・地域福祉	教 授	福 田 幸 夫
地域社会学	准 教 授	高 木 龍 輔

臨床心理学専攻（修士）

分 野	研究指導及び講義担当教員	
発達心理学	教 授	林 洋 一
臨床心理学	教 授	窪 田 文 子
心理学統計法	教 授	富 田 新
臨床心理学	教 授	山 本 佳 子
認知心理学	教 授	末 次 晃
認知心理学	准 教 授	大 原 貴 弘
発達心理学	准 教 授	名 取 洋 典
知覚心理学	准 教 授	高 島 翠
社会心理学	助 教	佐 藤 拓

日本文学専攻（博士）

分 野	教 員		
近代文学	教 授	文学修士	大 内 和 子
近代文学	准 教 授	博士(学術)	能 地 克 宜
中世文学	准 教 授	博士(文学)	松 本 麻 子
			(着任予定)

3. 大学院教職課程

(1) 取得免許の種類

理 工 学 研 究 科	物質理学専攻	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）
人 文 学 研 究 科	日本文学専攻	中学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（国語）
	英米文学専攻	中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語）
	社会学専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（公民）

(2) 免許状を取得するための所要資格

- ① 各種教諭一種免許状を取得していること。
- ② 各専攻の別表の教科に関する科目の内、24単位以上を取得していること。
- ③ 修士の学位を有すること。

(3) 各教科に関する専門科目

① 物質理学専攻（中学校・高等学校 理科）

課程修了に必要な条件を満たす単位を修得のこと。（P. 63参照）

② 日本文学専攻（中学校・高等学校 国語）

課程修了に必要な条件を満たす単位を修得のこと。（P. 66参照）

③ 英米文学専攻（中学校・高等学校 英語）

課程修了に必要な条件を満たす単位を修得のこと。（P. 66参照）

④ 社会学専攻（中学校 社会、高等学校 公民）

課程修了に必要な条件を満たす単位を修得のこと。（P. 67参照）

いわき明星大学学則

〔昭和62年4月1日
制 定〕

目 次

- 第1章 目的（第1条）
第2章 学部、学科及び附属教育研究機関（第2条—第4条）
第3章 修業年限及び収容定員（第5条—第6条）
第4章 教職員組織（第7条）
第5章 大学評議会（第8条—第9条）
第6章 教授会等（第10条—第13条の2）
第7章 学年、学期及び休業日（第14条—第16条）
第8章 授業科目、単位及び単位の授与（第17条—第29条）
第9章 履修方法（第30条—第33条）
第10章 卒業の要件及び学位の授与（第34条）
第11章 入学、編入学、転部、休学、退学及び除籍（第35条—第49条）
第12章 学費（第50条—第52条）
第13章 貰罰（第53条—第55条）
第14章 委託生、科目等履修生及び外国人学生（第56条—第58条）
第15章 研究生及び聴講生（第59条—第61条）
第16章 公開講座（第62条—第63条）
第17章 自己点検・評価等（第64条—第66条）
附 則

第1章 目 的

第1条 いわき明星大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学术を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び全人教育に基づいた、地域社会に貢献できる人を育成することを目的とする。

2 本学は、前項に掲げる目的を実現するための教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第2章 学部、学科及び附属教育研究機関

- 第2条 本学に次の学部を置く。
(1) 教養学部
(2) 薬学部
2 本学に大学院を置く。
(1) 大学院の学則は別に定める。

- 第3条 本学の学部学科は次のとおりとする。
(1) 教養学部
　　地域教養学科
(2) 薬学部
　　薬学科

第3条の2 学部学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第1に定める。

- 第4条 本学に図書館を置く。
2 前項のほか、本学に次の各号の附属教育研究機関を置く。
(1) 産学連携研究センター
(2) 心理相談センター
(3) 学修総合支援センター
3 図書館等附属教育研究機関の管理、運営その他必要な事項は別に定める。

第3章 修業年限及び収容定員

- 第5条 教養学部の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。
2 薬学部の修業年限は6年とする。ただし、在学年数は12年を超えることができない。

第6条 収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
教養学部	地域教養学科	200人	800人
薬学部	薬学科	90人	540人
計		290人	1,340人

第4章 教職員組織

- 第7条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。
2 前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員、及び客員教員、その他必要な教職員を置くことができる。

- 3 前第1項、第2項のほか、本学に学長補佐、学科主任、図書館長、附属教育研究機関長、学生部長及び事務局長を置くことができる。
4 前項のほか、学部長補佐、副附属教育研究機関長等を置くことができる。

第5章 大学評議会

- 第8条 本学に大学評議会を置く。
2 大学評議会は学長の諮問に応じて、第9条に掲げる事項を審議する。
3 大学評議会は次の各号に掲げる大学評議員をもって組織する。
(1) 学 長
(2) 副 学 長
(3) 学部長
(4) 大学院研究科長
(5) 図書館長
(6) 産学連携研究センター長
(7) 心理相談センター長
(8) 学修総合支援センター長
(9) 学部所属教授各2名
4 学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。
5 大学評議会の運営については別に定める。
- 第9条 大学評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
(1) 教育、研究に関する全学的重要事項
(2) 学則その他の重要な規則に関する全学的共通事項
(3) 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項
(4) 全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項
(5) その他必要と認められる事項

第6章 教授会等

- 第10条 本学各学部に教授会を置く。
2 教授会は、当該学部に所属する専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。
3 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。
4 教授会は、必要があると認めたとき各種の委員会を置くことができる。
5 教授会の運営について必要な事項は、別に定める。
- 第11条 教授会は、当該学部に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
(1) 学生の入学及び卒業に関する事項
(2) 学位の授与に関する事項
(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項
2 教授会は、前項に定めるもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。
3 第1項第3号及び前項に定める事項については、教授会運営細則に定める。
- 第12条 教授会が必要と認めたとき、教授会構成員の一部をもって組織する代表委員会を置くことができる。
2 前項の場合、代表委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
3 代表委員会の審議事項は、教授会が定める。
4 代表委員会の組織、運営については別に定める。
- 第13条 本学に、大学全体の運営に関する事項を連絡調整するため学部長会を置く。
2 学部長会は、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、学生部長及び事務局長をもって組織する。
3 前項のほか、学長が必要と認めたとき、他の教職員を加えることができる。
4 学部長会の運営について必要な事項は別に定める。
- 第13条の2 学長が必要と認めたとき、諮問委員会を置くことができる。諮問委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

第7章 学年、学期及び休業日

- 第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第15条 学年を分けて次の二学期とする。
前学期 4月1日から 9月21日まで
後学期 9月22日から 翌年3月31日まで
2 学長は必要により、学期の開始及び終了について、変更することができる。
- 第16条 休業日は次の各号のとおりとする。
(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3) 学苑創立記念日 5月20日
(4) 春期休業日 3月23日から 3月31日まで
(5) 夏期休業日 8月1日から 9月21日まで
(6) 冬期休業日 12月24日から 翌年1月7日まで
2 学長は必要により休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、又は休業日に授業をさせることができる。

第8章 授業科目、単位及び単位の授与

- 第17条 授業科目は全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）、専門教育科目に区分される。
- 2 前項の授業科目及び単位数は別表第2、第3及び第4のとおりとする。
- 第18条 前条の授業科目の履修形態は必修科目、選択科目及び自由科目とする。
- 第19条 授業科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 2 卒業研究の単位は、教養学部は8単位、薬学部は10単位とする。
- 第20条 卒業研究については、あらかじめ指導教員の指導により題目を決定し、最終学年次の学科指定日までに提出しなければならない。
- 第21条 履修しようとする授業科目は毎学年次のはじめに届出しなければならない。ただし、自由科目、他学部専門教育科目の履修については届出に際し、許可を得なければならぬ。
- 第22条 単位の認定は、試験によってこれを行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。
- 第23条 試験は定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学年末又は学期末に行う。
- 2 試験について必要な事項は別に定める。
- 第24条 いずれの授業科目でも授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当の理由による長期欠席の場合は考慮されることがある。
- 第25条 病気その他やむを得ない事情で試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。
- 2 前項により追試験を願い出る学生は、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を提出し、許可を得なければならない。
- 3 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は別表第9に定めるとおりとする。
- 第25条の2 教育上、特に必要と認めた場合には、再試験を受けることができる。
- 2 再試験について、必要な事項は別表第10に定める。
- 第26条 授業科目的成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。
- 2 合格判定科目については、P又はHで表し、Pを合格、Hを不合格とする。
- 3 第1項の成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、Cは69点から60点とし、Fは次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 59点以下の場合
- (2) 第24条に定める授業時数の3分の1以上欠席した者
- 4 第2項に定める成績の評価は、学習態度、学習意欲及び提出課題の報告書の提出等の成績を総合的に判断して行う。
- 5 前各号の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表す。
- 6 成績の評価について必要な事項は、別に定める。
- 第26条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 3 前項で定める基準については、別に公表する。
- 第27条 進級するためには、別表第8に定める進級基準を満たさなければならない。
- 第28条 学長が教育上有益と認めたときは、他の学部が開設する授業科目を履修することができる。
- 2 前項により修得した単位は、教授会の定めにより、当該単位を卒業に必要な単位として認めることができる。
- 第29条 学長が教育上有益と認めたときは、国内及び諸外国の他大学等の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により学修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て認定することができる。ただし、60単位を超えて認定することはできない。
- 3 国内及び諸外国の他大学等における授業科目的履修について必要な事項は別に定める。

第9章 履修方法

- 第30条 全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第5条に定める在学年数内で履修する。
- 2 初年次教育科目については、別表第2(1)に開設する授業科目的うち、学部ごとに定められた科目4単位を修得しなければならない。
- 3 リテラシー教育科目については、別表第2(2)に開設する科目2単位

を修得しなければならない。

- 4 外国語教育科目については別表第2(3)に開設する科目のうち英語6単位を修得しなければならない。
- 5 一般教養科目については、別表第2(4)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 教養学部にあっては、人文科学・社会科学・自然科学の各分野から4単位以上、さらに外国語教育科目的選択科目を含めた科目から計16単位以上
- (2) 薬学部にあっては、人文科学・社会科学・自然科学、外国語教育科目的選択科目から8単位以上
- 6 健康・スポーツ教育科目については、別表第2(5)に開設する授業科目4単位を修得しなければならない。
- 第31条 専門教育科目については、第2項及び第3項に示す単位数を修得しなければならない。
- 2 教養学部にあっては、別表第3教養学部に開設する授業科目のうち、次の各号に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 基本科目8単位
- (2) 1つのメジャー科目から36単位以上
- (3) キャリアデザイン科目8単位以上
- (4) 専門ゼミ・卒業研究12単位
- (5) 1つのサブメジャー科目又は専攻するメジャー以外の1つのメジャー科目から16単位以上
- (6) 専門教育科目（基本科目、専門ゼミ・卒業研究を除く）全体から12単位以上
- 3 薬学部にあっては、別表第4薬学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて162単位以上を修得しなければならない。

- 第32条 教員免許状を受けようとする者は、本学の卒業要件を満たし、教育職員免許法に定める所定の単位の修得として、別表第5に関する教職課程の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 本学で授与の所要資格を得させることのできる免許状は次のとおりである。

学部	学科	免許教科	免許状の種類
教養学部	地域教養学科	英語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状

- 3 その他の資格を受けようとする者は、別表第6に関するその他資格関連科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 第33条 1年間に履修できる授業科目的単位数は、45単位を超えることができない。

- 2 学長が特に必要と認めたとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。

第10章 卒業の要件及び学位の授与

- 第34条 本学を卒業するには、教養学部は4年以上、薬学部は6年以上在学し、第30条から第33条の規定に従い、教養学部は124単位以上、薬学部は186単位以上を修得しなければならない。
- 2 前項の要件を満たした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。

教養学部	地域教養学科	学士(教養)
薬学部	薬学科	学士(薬学)

第11章 入学、編入学、転部、休学、退学及び除籍

- 第35条 本学の入学の時期は、学期の始めとする。

- 第36条 本学に入学することのできる者は次の各号の1に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校的高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (9) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

- 第37条 入学は選考の上これを許可する。

- 2 本学へ入学を志願する者は、所定の出願書類を提出し、入学検定料を納めなければならない。
- 3 入学検定料は、別に定める。
- 4 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

第38条 入学の許可を得た者は、保証人を定めた上、所定の書類及び学費を納めなければならない。

第39条 保証人は父母その他本人につき責任を持ち得る者とする。

第40条 他大学等から本学に編入学を希望する者があるときは、学科に欠員ある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。ただし、その時期は学期の始めを原則とする。

2 編入学を許可された者の本学入学の諸手続は第38条に準じ、かつ、前学校において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。

3 修得単位の認定に関する細則は、別に定める。

4 編入学の選考について必要な事項は、別に定める。

第41条 本学に編入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 学士の学位もしくは学士号を有する者
- (2) 短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法第132条に該当する者
- (4) 大学、短期大学に1年以上在学した者

第41条の2 編入学した者の本学において在学すべき年数は、前条第1項各号に掲げる大学等における修業年数に相当する年数以下の期間を控除した期間とすることができます。

2 その他、編入学について必要な事項は、別に定める。

第42条 本学が教育上有益と認めたとき、入学する前に大学又は短期大学等において修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。ただし、編入学については、60単位を超えて修得した単位を認定することができる。

2 前項により認定された単位数と第29条第2項により認定された単位数の合計は、60単位を超えてはならない。ただし、編入学については、60単位を超えて修得した単位を認定することができる。

3 単位の認定について必要な事項は、別に定める。

第43条 本学在学生で、他学部への転部を志願する者がある時は、関係教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。

2 転部に関し、必要な事項は別に定める。

第44条 病気その他やむを得ない事由で3ヶ月以上修学できない者は休学することができる。その場合、医師の診断書、又は理由書を添え休学願を保証人連署の上、提出し許可を得なければならない。

2 休学は当該年度限りとする。ただし、引き続き休学を要する者は許可を得て、休学を延長することができる。

3 休学期間は通常して修業年限を超えることができない。

4 休学期間は在学期間に算入しない。

5 休学した者は、休学の事由が消滅したとき、又は休学の期間が満了したときは、復学願を保証人連署の上、提出し許可を得て学期のはじめに復学することができる。

第45条 前条第1項により休学を許可された者（以下「休学者」という。）は、別表第7に定める在籍料を納めなければならない。

第46条 病気その他の事由により退学する場合は、その理由を添えて保証人と連署の上、願い出て許可を得なければならない。

第47条 病気のため1週間以上に及び授業を欠席する場合は、医師の診断書を添えて所定の用紙により届け出なければならない。

第48条 次の各号の1に該当する場合は除籍する。

- (1) 在学期間に所定の年数を超える者
- (2) 学費を滞納し催告しても納入しない者
- (3) 死亡の届け出があった者

2 前項2号により除籍された者が復籍を希望する場合は所定の学費を納めて当該年度末までに復籍願を提出し、許可を得なければならない。

第49条 本学を退学した者又は除籍となった者で、退学又は除籍後2年以内に同一学部に再入学を希望する者は、選考の上、再入学することができる。ただし、第48条第1項第1号により除籍となった者及び第55条により退学した者は、再入学することができない。

2 再入学について必要な事項は、別に定める。

第12章 学 費

第50条 学費は、入学金、授業料、施設拡充費、実務実習費とし、別表第7のとおりとする。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費及び諸会費を納めなければならない。

3 授業料、施設拡充費、実務実習費及び諸会費は所定の期日までに納めなければならない。なお、2期に分けて納めることができる。

4 聴講生は、別表第7による登録料及び聴講料を納めなければならない。

5 研究生は別表第7による研究指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

6 科目等履修生は別表第7による登録料及び聴講料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

7 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。

第51条 学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。

第52条 成績優秀にして学費の支弁が困難な者には、学費を貸与することができる。

第13章 賞 帰

第53条 品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行のある者は表彰することができる。

第54条 本学学生にして本分に反した行為があった場合はその輕重に従い譴責、停学又は退学処分に付される。

2 本分に反する行為及びその取扱いについては、別に定める。

第55条 次の各号の1に該当する者は退学させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業成績劣等で、成業の見込がないと認められる者
- (3) 正當な理由なく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者

第14章 委託生、科目等履修生及び外国人学生

第56条 大学における授業科目の1又は複数を履修しようとする者は選考の上、委託生、及び科目等履修生として入学を許可することができる。

2 委託生及び科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第57条 外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。

第58条 外国人学生に関する必要な事項は別に定める。

第15章 研究生及び聴講生

第59条 本学において学位取得を目的とせず、特定主題について研究を志願する者があるときは選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

第60条 本学において聴講を志願する者があるときは、当該学部の教育及び研究に妨げのない場合に限り、聴講生として入学を許可することができる。

2 聽講生に関する必要な事項は、別に定める。

第61条 聽講生は聴講した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は本人の請求により証明書を与える。

第16章 公開講座

第62条 本学に公開講座を開設することができる。

第63条 公開講座に関する規定は、別に定める。

第17章 自己点検・評価等

第64条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検・評価の結果について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

3 自己点検・評価の実施について必要な事項は、別に定める。

第65条 本学は、本学教員の教育研究活動及び職員の教育研究等支援における資質向上・能力開発に関する授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の研修及び研究の実施について必要な事項は、別に定める。

第66条 本学は、教育研究活動等の状況並びに教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等（以下「教育情報」という。）を公表する。

2 教育情報の公表について必要な事項は、別に定める。

附則 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。

附則 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成2年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。

2 第5条の規定にかかわらず、入学定員は、平成3年度より平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
理 工 学 部	基 础 理 学 科	60人
	物 性 学 科	60人
	電 子 工 学 科	120人
	機 械 工 学 科	120人
人 文 学 部	日 本 文 学 科	90人
	英 米 文 学 科	90人
	社 会 学 科	90人
合 計		630人

- 3 第25条第1項の人文学部社会学科の高等学校教諭1種免許状「地理歴史」及び「公民」の教科に関して、及び別表第6（教職課程授業科目及び単位数）については、平成2年度人文学部社会学科入学生に對しても適用するものとする。
- 附則 本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。また学位の授与については平成3年度卒業生に對しても適用する。
- 附則 本学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則 本学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の入学生については、第8章（授業科目及び単位）、第9章（履修方法）及び別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学生については別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附則
- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
 - 2 第6条の規定にかかわらず、入学定員は平成12年度より平成16年度までの間は次のとおりとする。

学部学科	年度	平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度				
		理 工 学 部	人 文 学 部	人 文 学 部	理 工 学 部	人 文 学 部
理 工 学 部	基礎理学科	60人	60人	60人	60人	60人
	物 性 学 科	50人	40人	40人	40人	40人
	電子工学科	119人	118人	112人	106人	100人
	機械工学科	119人	118人	112人	106人	100人
人 文 学 部	日本文学科	87人	82人	79人	76人	73人
	英米文学科	84人	80人	78人	75人	72人
	社会学科	90人	90人	86人	83人	80人
	合 計	609人	588人	567人	546人	525人

附則

- 1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条は、平成13年度入学生より適用する。
- 2 [基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科の存続に関する経過処置]
基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第6条及び平成12年附則第2項の規定にかかわらず、入学定員は平成13年度より平成15年度までの間は次のとおりとする。

学部学科	年度	平成13年度 平成14年度 平成15年度		
		理 工 学 部	人 文 学 部	人 文 学 部
理 工 学 部	環境理学科	105人	98人	94人
	電子情報学科	98人	92人	86人
	機械工学科	97人	91人	85人
人 文 学 部	言語文化学科	126人	125人	123人
	現代社会学科	87人	86人	83人
	心理学科	75人	75人	75人
	合 計	588人	567人	546人

- 附則 本学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 附則 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 附則 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第43条の復学の時期については平成15年度以前の入学生についても適用する。また、別表第11学費の入学検定料は平成15年4月1日から適用する。
- 附則
- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については従前の例による。
 - 2 [環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科の存続に関する経過処置]
環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 附則 本学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、科学技術学部生命研究学科の選択科目「自然体験プログラム」追加は、平成17年度以降入学者にも適用する。
- 附則 本学則は、平成20年6月1日から施行する。
- 附則 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 附則
- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については従前の例による。
 - 2 [生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科の存続に関する経過処置]
生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成22年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 附則 本学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以

前の入学生については、第32条に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項第3号、第24条第1項第3号及び別表5については、平成25年度入学生から適用する。

附則 本学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学生については従前の例による。

2 [科学技術学部科学技術学科の存続に関する経過措置]

科学技術学部科学技術学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成27年3月31日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 [人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科の存続に関する経過措置]

人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成27年3月31日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 第6条の規定にかかわらず、平成23年度から平成26年度までの入学生については、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
科 学 技 術 学 部	科 学 技 術 学 科	130人	520人
人 文 学 部	表 現 文 化 学 科	90人	360人
	现 代 社 会 学 科	95人	380人
薬 学 部	心 理 学 科	90人	360人
	薬 学 科	90人	540人
	計	495人	2,160人

いわき明星大学大学院学則

〔平成4年4月1日
制 定〕

第1章 総 則

(目的)

第1条 いわき明星大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部に於ける一般的並びに専門的教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究してその深奥を究め、さらに独創的研究により知的、道徳的及び応用的能力の展開により全人間形成につとめ、国家、社会に貢献し得る有能な人材の育成、及び全人教育に基づいた地域社会に貢献できる人の育成と共に人類文化の発展に寄与することを目的とする。

(構 成)

第2条 本大学院に次の研究科を設ける。

理工学研究科

人文学研究科

(課程及び専攻)

第3条 本大学院の各研究科に次の課程及び専攻を置く。

理工学研究科	修士課程	物質理学専攻
	博士課程	物理工学専攻
人文学研究科	修士課程	物質理工学専攻
	修士課程	日本文学専攻
	修士課程	英米文学専攻
	修士課程	社会学専攻
	博士課程	臨床心理学専攻
	博士課程	日本文学専攻

第3条の2 研究科専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第1に定める。

(修業年限と在学年限)

第4条 本大学院各研究科修士課程の修業年限は2ヶ年とする。

本大学院修士課程に4ヶ年を超えて在学することはできない。

本大学院各研究科博士課程の修業年限は3ヶ年とする。

本大学院博士課程に6ヶ年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第5条 本大学院研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
理工学研究科	修士課程	物質理学専攻	7名	14名
	修士課程	物理工学専攻	7名	14名
	博士課程	物質理工学専攻	2名	6名
人文学研究科	修士課程	日本文学専攻	5名	10名
	修士課程	英米文学専攻	5名	10名
	修士課程	社会学専攻	5名	10名
	修士課程	臨床心理学専攻	10名	20名
	博士課程	日本文学専攻	2名	6名

第2章 教員組織

(教員)

第6条 本大学院各研究科に、以下の教員を置く。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科専攻主任及び専攻副主任
- (3) 研究科委員会の議を経て学長が委嘱する教授、准教授、講師、助教、客員教授

第3章 研究科委員会

(組織)

第7条 本大学院研究科に、本則第8条に掲げる事項を審議するため研究科委員会をおく。

- 2 研究科委員会は、各研究科に所属する専任の教授、准教授、講師、助教を以て組織する。
- 3 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科委員会の運営については、別に定める。

(審議事項)

第8条 研究科委員会は、当該研究科に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項

- 2 研究科委員会は、前項に定めるもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。

- 3 第1項第3号及び前項に定める事項については、研究科委員会運営細則に定める。

(連合委員会)

第9条 学長が必要と認めたとき、連合の研究科委員会を開くことができる。

第4章 自己点検・評価等

(大学院自己点検・評価等)

第10条 本大学院に関する自己点検・評価については、本学自己評価委員会の規定の定めるところによる。

第10条の2 本大学院に関するファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントについては、本学FD・SD委員会の規定の定めるところによる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学年を分けて、前学期（自4月1日、至9月21日）、後学期（自9月22日、至翌年3月31日）とする。

2 学長は必要により学期の開始終了について、変更することができる。

(休日)

第13条 休業日は、下記のとおり定める。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 創立記念日 5月20日
 - (4) 春期休業日 3月23日から 3月31日まで
 - (5) 夏期休業日 7月22日から 9月21日まで
 - (6) 冬期休業日 12月25日から 翌年1月7日まで
- 2 学長は必要により前項の休業日を変更し、学期中に臨時に休業し、又は休業日に臨時に授業を行わせることができる。

第6章 教育課程及び履修方法

(科目と単位)

第14条 本大学院の理工学研究科、人文学研究科各専攻修士課程の授業科目、単位数及びその履修方法は別表第2のとおりとする。

(履修要件)

第15条 本大学院修士課程においては専攻の授業科目について30単位以上を履修し、学位論文を提出し、さらに最終試験を受けなければならない。

(履修科目的申告)

第16条 履修しようとする授業科目については当該指導教授の承認を経て、所定の期日までに、大学院事務局に申告しなければならない。

(他研究科及び他大学の大学院の授業科目の履修又は留学)

第17条 指導教授が必要と認め、かつ当該研究科委員会が認める場合は、所定の手続きを経て本大学院の他の研究科の授業科目を指定して履修させることができる。

2 他大学大学院の授業科目の履修及び研究指導が教育上有益であると当該研究科委員会が認めるときは、あらかじめ当該他の大学と協議の上、授業科目の履修及び研究指導を受けることができる。

3 外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関において修学することが教育上有益であると当該研究科委員会が認めるときは、あらかじめ当該外国の大学等と協議の上、留学することができる。

4 留学の期間は、一年に限り在学年数に算入することができる。

5 前項の規定により修得した単位及び修学の成果は、本大学院において修得した単位及び修学の成果とみなす。

6 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は10単位までとする。

(教職課程)

第18条 本大学院修士課程において、教育職員免許状（各種専修免許状）を取得しようとする者は、各研究科配当の関係科目の中から教育職員免許法及び同施行規則に定める必要な単位数を修得しなければならない。ただし、各種教諭一種免許状の取得資格を有するものに限る。

(免許状の種類)

第19条 本大学院修士課程において、取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

- (1) 理工学研究科
物質理学専攻 中学校教諭専修免許状（理科）
物理工学専攻 高等学校教諭専修免許状（理科）
人文学研究科
日本文学専攻 高等学校教諭専修免許状（工業）
- (2) 人文学研究科
日本文学専攻 中学校教諭専修免許状（国語）
英米文学専攻 中学校教諭専修免許状（英語）
社会学専攻 高等学校教諭専修免許状（英語）
中学校教諭専修免許状（社会）
高等学校教諭専修免許状（公民）

第7章 単位の取得、試験及び学位論文

(単位の取得)

第20条 本大学院において所定の学科目を履修した者に対しては、毎学期あるいは学年末に試験を行い、合格した者に対して単位を与える。

(成績の評価)

- 第21条 試験の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。
- 2 前項の試験成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、及びCは69点から60点とし、59点以下はFとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、他大学院等において習得した単位を認定する場合は、Tで表す。
- 4 学位論文の成績の評価の方法は、研究科委員会で定める。
- 5 成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(論文提出と研究計画の承認)

- 第22条 修士及び博士の学位論文を提出しようとする者は、論文の主題とその研究計画書を当該指導教授に提出し、その承認を受けなければならない。

(学位論文の提出)

- 第23条 修士及び博士の学位論文は、正副2部作成し、当該指導教授を通じて研究科長に提出するものとする。

(学位論文の提出期限)

- 第24条 修士及び博士の学位論文は、在学期間に提出せしめ、又審査を終了するものとする。

(論文の審査)

- 第25条 修士及び博士の学位論文の審査は、審査委員会がこれにあたる。

(審査の報告)

- 第26条 審査委員会は審査及び論文の評価に関する意見を記載した審査報告書を当該研究科委員会に提出しなければならない。

(最終試験)

- 第27条 最終試験は、審査委員が学位論文を中心として、これに関連ある科目について行う。

(論文と最終試験の判定)

- 第28条 学位論文及び最終試験の合格、不合格は、審査委員会の報告に基づき、当該研究科委員会が決定する。

2 研究科委員会の議を経た判定結果は、学長に報告するものとする。

第8章 課程修了の要件及び学位の授与

(課程修了要件)

- 第29条 修士課程を修了するためには、2年以上在学して、専攻の定める所要授業科目について30単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 2 博士課程を修了するためには、3年以上在学して、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず在学期間に關しては、優れた研究業績を上げたものと研究科委員会において認めた場合には、1年以上在学すればたりるものとする。
- 4 第1項の修士課程の修了の認定は、その研究に必要な1か国以上の外国語に通じていることを条件とする。

(学位の授与)

- 第30条 本大学院の学位論文審査、最終試験の方法、その他学位に関する事項は本学規則の定めるところによる。

第9章 入学、休学、退学

(入学の時期)

- 第31条 入学の時期は学期の始めとする。

(入学資格)

- 第32条 本大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
(2) 文部科学大臣の指定した機関によって大学卒業の学力を有すると認定された者
(3) 外国において通常の課程による16年の学校教育を終了した者
(4) 本大学において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認定した者
- 2 本大学院の博士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
(2) 外国において修士の学位又はこれに相当する学位を得た者
(3) 本大学において大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定した者

(入学志願手続)

- 第33条 本大学院の修士課程に入学を志望する者は、指定の期間内に、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
(2) 履歴書
(3) 最終出身校長の卒業又は卒業見込証明書及び成績証明書
(4) 最近撮影の写真
(5) 健康診断書
(6) その他大学が必要と認めた書類

2 本大学院の博士課程に入学を志願する者は、指定の期間内に、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
(2) 履歴書

- (3) 修士課程の学位取得証明書または見込証明書及び成績証明書

- (4) 最近撮影の写真
(5) 健康診断書
(6) その他大学が必要と認めた書類

(入学考査)

- 第34条 入学志願者に対しては、学力、その他について考査する。

2 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

(入学手続き)

- 第35条 入学を許可された者は別に定める入学金及び授業料その他を添えて所定の用紙に依る保証人、副保証人連署の在学誓約書を提出しなければならない。

(保証人の変更)

- 第36条 転居その他の理由によって保証人を変えた場合は保証人変更届と共に新たに在学誓約書を提出しなければならない。

(休学)

- 第37条 病気その他、やむを得ない事由により、引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、学長の許可を得て、1ヶ月以内休学することができる。ただし、特別の事由がある場合、引き続き休学を許可するが、通算して2ヶ月をこえることができない。

2 休学期間中でも、その事由が終ったときは、届け出て復学することができる。

3 休学の期間は在学年数に算入しない。

(休学期間中の学費)

- 第38条 前条第1項により休学を許可された者は（以下「休学者」という。）は別表第3に定める在籍料を納めなければならない。

(退学)

- 第39条 病気その他、やむを得ない事由のため、学業を続ける見込みがないときは願い出て退学することができる。

(除籍)

- 第40条 学生が、次の各号の1に該当する場合は、学長は当該研究科委員会の議を経て、当該学生を除籍することができる。

- (1) 正当な理由なく長期に亘り欠席し、成業の見込がないと認められる者
(2) 所定の学費を納入しない者
(3) 修士課程において、同一専攻に在学4年におよんでなお修了できない者
(4) 博士課程において、同一専攻に在学6年におよんでなお修了できない者

(再入学)

- 第41条 やむを得ない事由で退学した者が、再入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。ただし、第44条に規定する罰則により退学した者については、再入学は許可しない。

第10章 学 費

(学 費)

- 第42条 学費は、入学金、授業料、施設拡充費とし、別表第3のとおりとする。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費を納めなければならない。

3 授業料、施設拡充費は、4月及び10月の2期に分けて納めることができる。

4 博士の学位論文の審査に際し、別表第3に定める博士論文審査料を納付しなければならない。

5 博士課程に3年以上在学し、学位論文を作成するために引き続き在学する者は、学位論文留学生と称し、別表第3に定める学位論文指導料を納めなければならない。

6 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。

第11章 賞 帰

(表 彰)

- 第43条 品行方正で学業優秀な者、または、他の学生の模範とすべき篤行ある者は、表彰することができる。

(罰 則)

- 第44条 本大学院学生にして、学生の本分に反する行為があった場合は、その軽重に従い譴責、停学または除籍、退学処分に付される。

2 次の各号の1に該当する者は退学させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
(2) 学業成績劣等で成業の見込みがないと認められた者
(3) 正当な理由なく出席常でない者
(4) 大学秩序を乱し、その他本大学院学生としての本分に反した者
(5) 反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者

第12章 委託生、聴講生、外国人学生

(委託生)

- 第45条 他の大学院又は外国の大学院の委託により、本大学院の授業科目の履修又は研究指導を希望する場合は、当該他の大学院等と協議して定

めるところにより、研究科において委託生として受け入れを許可することがある。

(聴講生)

第46条 本大学院における授業科目のうち1科目又は数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、研究科において、選考の上聽講を許可することがある。

2 聽講生の入学の時期は学年始めとする。

(外国人学生)

第47条 外国人で本大学院に入学を希望する場合は、研究科において、選考の上外国人学生として入学を許可することがある。

2 外国人学生は収容定員外とすることがある。

第48条 委託生、聴講生及び外国人学生に対しては、学生に関する規程のすべてを準用する。

附則 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附則 本学則は平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成5年度以前の入学生については、別表第3（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は平成7年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第3（学費）は平成15年度以前の入学生についても適用する。

附則 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成20年6月1日から施行する。

附則 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については、別表第3（学費）に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学生については、第21条に限り従前の例による。

附則 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

※別表は省略

いわき明星大学学位規程

〔平成4年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、いわき明星大学（以下「本学」という。）において授与する学位にかかる、学位論文の審査、最終試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次の通りとする。

(1) 学士の学位

学部	学科	学位
科学技術学部	科学技術学科	学士（理工学）
人文学部	表現文学科	学士（文学）
	現代社会学科	学士（社会学）
	心理学科	学士（心理学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
教養学部	地域教養学科	学士（教養）

(2) 修士の学位

研究科	専攻	学位
理工学研究科	物質理学専攻	修士（物質物理学）
	物理工学専攻	修士（物理工学）
人文学研究科	日本文学専攻	修士（日本文学）
	英米文学専攻	修士（英米文学）
	社会学専攻	修士（社会学）
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）

(3) 博士の学位

研究科	専攻	学位
理工学研究科	物質理工学専攻	博士（理工学）
人文学研究科	日本文学専攻	博士（日本文学）

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、いわき明星大学学則（昭和62年4月1日）に定めることにより、卒業と認められた者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、いわき明星大学大学院学則（平成4年4月1日。以下「大学院学則」という。）に定めることにより、修士課程を修了したと認められた者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、大学院学則に定めることにより、博士課程を修了したと認められた者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(論文の提出)

第6条 修士及び博士の学位の論文は、論文題目、研究内容等を提出期限までに当該指導教授に届け出、あらかじめ承認を受け、論文提出期限までに正副2部作成し、当該指導教授を通じて研究科長に提出するものとする。

2 前項の論文題目、研究内容等の提出期限及び論文提出期限に遅れた場合は、その学位論文を受理しない。

3 前条第2項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、履歴書、学位論文の要旨及び論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

4 研究科長は、第1項及び前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて研究科委員会の審査に付さなければならぬ。

5 学位論文のほかに、審査に必要と認められる資料等を提出せることがある。

(論文の審査)

第7条 論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員会がこれに当たる。

2 審査委員会は、学位論文に関連する学科を担当する本学の教員3人以上の委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかるわらず、審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員は、研究科委員会の議を経て研究科長が指名するものとする。

5 審査に当たっては、第5条第2項の規定に定める者以外においても、別途定める審査手数料を徴収することができる。

6 審査にかかる学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返却しない。

(最終試験)

第8条 最終試験は、前条の審査委員会が学位論文を中心として、これに関する専攻の授業科目及び1箇国以上の外国語について、口答又は筆記試問によって行う。

(審査及び最終試験期間)

第9条 修士の学位の論文審査及び最終試験は、学位論文提出期限後おおむね3箇月以内に修了するものとする。

2 学位論文が提出されたときは、その提出日から1年内に学位論文の審査、試験及び学力認定を修了するものとする。

(審査の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査の結果及び最終試験の成績を記録して、研究科委員会に報告するものとする。

(判断)

第11条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文の審査及び最終試験の合否を議決する。

2 前項の議決には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第12条 研究科委員会において、学位が授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨等を学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第13条 学長は、前条の規定による報告に基づいて、学位授与の要件を満たした者に対し、該当する学位記を授与する。

(博士論文等の公表)

第14条 研究科委員会は、博士の学位を授与した日から3箇月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年内にその学位論文をインターネットにより、公表しなければならない。ただし、既に公表してあるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかるわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由により当該論文の全文を公表できないときは、研究科委員会の承認を得て、全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により、公表することができる。

4 第2項の規定により公表する場合は、当該論文に「いわき明星大学審査論文（博士）」、前項の規定により公表する場合は、当該論文に「いわき明星大学審査論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。

(報告)

第15条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3箇月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の名称)

第16条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、当該学位に大学名を付記するものとする。

(学位の取消し)

第17条 本学において学位の授与を受けた者が次の各号の1に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、学長は、その学位を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けたことが判明した場合

(2) 名誉を汚す行為を行ったものと認められた場合

(学位記の再交付)

第18条 学位記の再交付を受けようとする者は、理由を明記して、学長に申請しなければならない。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるものほか、必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、学長がこれを行う。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、学士の学位については、平成3年度卒業生にも適用する。

附則（平成6年4月1日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則（平成7年4月1日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則（平成10年4月1日）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。

附則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成22年4月1日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。

附則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年11月1日）

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

※別記様式は省略

いわき明星大学研究生規程

(趣旨)

第1条 いわき明星大学学則（昭和62年4月1日、以下「学則」という。）第60条及び61条による研究生について必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 研究生とは、専門事項の研究のため研究主題を定め、特定の教員の指導を受けて研究する者をいう。

(入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。

(出願手続及び入学許可)

第4条 研究生として入学を希望する者は、別に定める手続を経て入学願書を学長に提出するものとする。

- 2 研究生の入学は、学科主任、学部長を経由して主任教授会の議を経て、学長が許可する。

(入学時期)

第5条 入学の時期は、学年又は学期始めとする。ただし、特別の事情があると認められた場合は、この限りではない。

(研究期間)

第6条 研究期間は、1年以内とする。ただし、研究上の必要が認められた場合には、正規学生の研究及び指導に支障のない限り延長を許可することがある。

- 2 前項の期間の延長を希望する場合には、別に定める期日までに理由を付して学長に願い出るものとする。

(研究報告)

第7条 研究生は、研究経過とその成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科主任、学部長を経由して、学長に提出するものとする。

(研究証明書)

第8条 研究生には、研究証明書を交付することができる。

(研究生の退学及び除籍)

第9条 研究生が中途退学しようとするときは、指導教員、学部長を経由して学長に願い出なければならない。

- 2 研究生で研究の実があがらないとき、又は研究生の本分に反する行為があったときは、学長は、主任教授会の議を経て除籍する。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

第11条 前各条以外の規定については、学則を準用する。

第12条 この規定の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附則 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 (平成2年4月1日)

この規程は平成2年4月1日から施行する。

附則 (平成24年4月1日)

この規程は平成24年4月1日から施行する。

※上記規程は平成26年度版となる。

平成27年度版については、本学H.Pを参照のこと。

いわき明星大学研究生手続要領

1. 出願資格

大学を卒業した者又はいわき明星大学（以下「本学」という。）がこれと同等以上の学力があると認める者であって、研究主題を定め、本学において特定の教員の指導のもとに研究しようとする者。

2. 出願書類

- (1) 検定料納入票（所定用紙）
- (2) いわき明星大学研究生願書（所定用紙）
- (3) 履歴書（所定用紙、写真を貼ること）
- (4) 出身学校卒業証明書（本学の卒業者は不要とする）
- (5) 合否通知送付用封筒（郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用の切手を貼る）
- (6) 健康診断書
- (7) 所属長の承諾・確約書（在職中の者）
- (8) 外国人の場合は、以上のほか次の書類を必要とする。
 - ① 外国人登録書の写し（在留資格及び在留期間の記載のあるもの）
 - ② 身元保証書（日本在住者のもの）

3. 検定料

25,000円 願書受付日に納入すること。

4. 願書受付期間・受付場所

[通年・前学期] 各年、2月1日～2月28日

[後学期] 各年、7月1日～7月31日

ただし、外国人、及び研究生規程第5条により特別な事情があると認められた者が、学期の途中に入学する場合はこの限りでない。
受付は教務学生支援センターで、10:00～15:00、土曜日は正午までとする。

5. 選抜方法

原則として書類選考とする。ただし、必要があれば面接を行う。

6. 指導教員（専任講師以上）

指導教員は、研究内容により当該学部で定めるものとする。ただし、特定教員の指導を希望する場合は、あらかじめ当該教員の内諾を得ておくことが望ましい。

7. 入学の時期及び期間

入学の時期は学期の始めとする。期間は1ヶ年以内とする。

[通年] 各年、4月1日～翌年3月31日

[前学期] 各年、4月1日～ 9月30日

[後学期] 各年、10月1日～翌年3月31日

ただし、いわき明星大学研究生規程第5条により、学期の途中に入学が認められた者は、月始めの1日からとする。

8. 合格発表

合格、不合格とも本人宛てに郵送で通知する。

[通年・前学期] 各年、3月中旬

[後学期] 各年、8月中旬

ただし、研究生規程第5条により、学期の途中に入学が認められた者は、審査が終了次第通知する。

9. 研究指導料

科学技術学部 200,000円

人文学部 150,000円

薬学部 300,000円

指定の期間に納入する。ただし、研究に要する実費（実験・実習費等）は別に追加徴収することがある。また、半期研究の場合の研修指導料は2分の1とする。なお、途中入学者については、上記金額を月割りにより計算する。

参考事項

1. 合格者の手続き

合格者は、所定の期間内に提出書類とともに研修指導料納入の手続を完了すること。指定期間内に手続しない場合は、棄権したものとみなす。

- 提出書類:(1) 研修指導料納入票（所定用紙）
(2) 誓約書（所定用紙、保証人連帯とする）
(3) 本人の住民票原本の写しまたは在留カード
(4) 写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm、裏面に氏名を記入する）

2. その他

研究期間が終了したとき、研究生は、その研究成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科主任、学部長を経て学長に提出するものとする。

いわき明星大学科目等履修生申込手続要領

1. 科目等履修生となるための資格・受講条件等

- ① 受講可否判定のための選考試験（面接や筆記等）を行う。選考試験の内容や方法等については、受講予定者が単位取得を希望する科目的担当者が決定し、実施する。なお、教職関連科目については、別途教職課程委員がその役にあたる。
- ② 正科学生の教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り認められる。
- ③ また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
- ④ 受講生は1年間に30単位を超えて受講することはできない。
- ⑤ 受講期間は1年間とする。

2. 受講志願票受付期間

受付期間

通年・前期 3月11日～3月16日

後期 8月24日～8月31日

受付時間

平日 9:00～16:00

土曜日 9:00～12:00

3. 手 続 方 法

- ① 教務学生支援センターで所定用紙を受け取る。
- ② 必要事項を記入し、受付期間内に添付書類と共に教務学生支援センターに提出する。
添付書類：
(ア) 履歴書（市販の用紙使用、写真貼付のこと）1部
(イ) 健康診断書 1通
なお、教職の資格取得を目的とする場合は、希望する免許の種類により、大学（大学院）時代の成績証明書の提出が求められる場合がある。
- ③ 選考の上、通年・前期の履修を希望する者については3月末日までに、後期の履修を希望する者については9月中旬までに、その結果を教務学生支援センターより連絡する。
- ④ 受講を許可されたものは、連絡後1週間以内に管理センター財務担当に登録料、受講料を納入する。
この時に誓約書および受講証用写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）を提出する。
- ⑤ 手続完了後、科目等履修生証が交付され受講することができる。

4. 登 錄 料

10,000円

5. 受 講 料

（1単位につき） 10,000円

※ 本学卒業生の場合は半額とする。

6. 休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として登録・受講料は返還されない。

7. そ の 他

教職の資格取得を目的とする場合、原則として教育実習の斡旋は行わない。

（注）受講する際は、必ず科目等履修生証を携帯すること。期間の終了後、又は何等かの理由により受講を中止する時は、直ちに科目等履修生証を教務学生支援センターに返還すること。

いわき明星大学聴講生申込手続要領

1. 聴講生となるための資格・受講条件等

- ① 教養を深めることを目的として聴講希望する者は学歴等の資格を問わない。
但し、科目によっては受講可否判定の学力試験を課す場合がある。
- ② 正科学生の教育に支障を生ずるおそれないと認めうる場合に限り聴講生として認められる。
- ③ 原則として実験・実習・実技を伴う科目的受講は認めない。
また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合にかぎり認める。
- ④ 聴講生は1年間に30単位を超えて受講することはできない。
- ⑤ 聴講期間は1年間とする。

2. 聴講志願票受付期間

受付期間

通年・前期 3月11日～3月16日

後期 8月24日～8月31日

受付時間

平日 9:00～16:00

土曜日 9:00～12:00

3. 手 続 方 法

- ① 教務学生支援センターで所定用紙（聴講生志願票等）を受け取る。
- ② 必要事項を記入し、受付期間内に添付書類と共に教務学生支援センターに提出する。
添付書類：履歴書（市販の用紙使用、写真貼付のこと）1部
- ③ 選考の上、通年・前期の履修を希望する者については3月末日までに、後期の履修を希望する者については9月中旬までに、その結果を教務学生支援センターより連絡する。
- ④ 聴講を許可されたものは、連絡後1週間以内に管理センター財務担当に登録料、聴講料を納入する。
この時に誓約書および受講証用写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）を提出する。
- ⑤ 手続完了後、受講証が交付され受講することができる。

4. 登 錄 料

10,000円

5. 聴 講 料

（1単位につき） 6,250円

6. 休講及びやむを得ない事由により聴講できない場合は、その責を負わず、原則として登録・受講料は返還されない。

7. 受講科目の単位の認定は行わない。

但し、希望により当該科目の試験を受けることができる。

（注）受講する際は、必ず受講証を携帯すること。聴講期間の終了後、又は何等かの理由により聴講を中止する時は、直ちに受講証を教務学生支援センターに返還すること。

いわき明星大学転部・転科に関する細則

〔平成23年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この細則は、いわき明星大学学則（昭和62年4月1日）第42条第2項に基づき、他学部への転部及び他学科への転科に関し、必要な事項を定める。

(定員及び選考)

第2条 学科の定員に余裕のある場合に限り、志願先の学部は、転部・転科を認めることができる。

- 2 転部・転科を認める場合は、志願先の学部が選考を行う。
- 3 選考方法については、志願先の学部でこれを定める。

(出願資格)

第3条 転部・転科しようとする学生の転入学年及び出願資格については、志願先の学部で定める。

(出願手続)

第4条 志願者は、所定の転部・転科願及び出願書類に検定料を添え、志願する学部の学部長に提出しなければならない。

(転部・転科の許可)

第5条 転部・転科の許可は、志願先の学部教授会の議を経て学長が行う。

- 2 転部・転科を許可された者は、在籍学科の学科主任を通じて転部・転科届を在籍学部長に届け出なければならない。
- 3 転部・転科を許可された場合であっても、志願者が転部・転科する時点において出願資格を満たしていない場合は、転部・転科の許可是無効とする。

(修業年限)

第6条 志願者が転部・転科した際の修業年限は、転部・転科前に在籍した年数を通算する。

(単位の認定)

第7条 志願者が転部・転科前に修得した単位の認定は、いわき明星大学修得単位の認定に関する細則（昭和62年4月1日）を準用する。

(学費等)

第8条 第4条に規定する検定料は、学則別表第11に定める。

- 2 志願者が転部・転科した際の授業料等学納金は、志願学部又は志願学科の当該年次に定められた額とする。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

※別表は省略

※上記細則は平成26年度版となる。

平成27年度版については、本学H.Pを参照のこと。

再入学に係わる内規

第1条 再入学とは、大学を途中にてやむを得ない理由により退学した者が、再び大学に戻る場合を言う。

第2条 再入学の許可は、退学理由等を審査し、教授会の議を経て学長が行う。ただし、退学後4年を経過している者にあっては学力検査を課すものとする。

第3条 再入学できる課程等は、当該希望者が退学時に所属していた学科等とする。ただし、退学時に所属していた学科等がない場合は、当該学科等に相当する学科等とする。

第4条 再入学できる学年は、当該希望者が退学時の学年またはそれ以下の学年とする。

第5条 再入学を許可された者の入学時期は、前期又は後期の学期の始めとする。

第6条 再入学を許可された者の、すでに修得した科目及び単位は、審査のうえ、その一部又は全部を認める。

第7条 再入学を許可された者の授業料等学納金は、再入学を許可された学籍のものとし、入学金は徴収しない。

学校法人明星学苑

個人情報保護への取組みについて

個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）

1 基本方針

近年、社会の高度情報化に伴い、個人情報保護についての意識が世界的に高まってきており、わが国においても、平成17年4月1日より個人情報保護に関する法律が施行されました。学校法人明星学苑（以下「本法人」という。）では、個人情報は個人の重要な財産であり、その適切な利用と保護は極めて重要であると捉え、本法人で業務に従事するすべての者が、個人情報保護に係る法令を遵守し、児童、生徒、学生及び保護者、教職員、卒業生等の個人情報を正確かつ安全に取扱うことにより、本法人関係者の個人情報を守り、社会の信頼に応えていきます。

2 組織体制

本法人は、基本方針を具体化するため、以下の活動を行います。

1. 業務に従事するすべての者は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。
2. 個人情報統括責任者を選任し、本法人の個人情報の取扱いを統括させるとともに、運用に関する責任及び権限を与え、個人情報の適正な取扱いを確保します。
3. 個人情報管理責任者を各学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学）及び法人本部に選任し、学校及び法人本部における個人情報の適正な管理を行います。
4. 関係する個人及び企業等に対し、本基本方針の目的達成のための協力を要請します。
5. 本基本方針は、本法人のホームページ等に掲載することにより、いつでも閲覧可能な状態とします。
6. 本法人で定める個人情報保護に係る規程等を継続的に改善します。

3 個人情報の取扱い

【収集・目的】

個人情報の収集にあたり、その目的を明らかにするとともに、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な限度に限定し、適切に取扱います。

【保管管理】

収集した個人情報は、本法人で定める規程等に則して、適切に保管・管理します。

【安全対策】

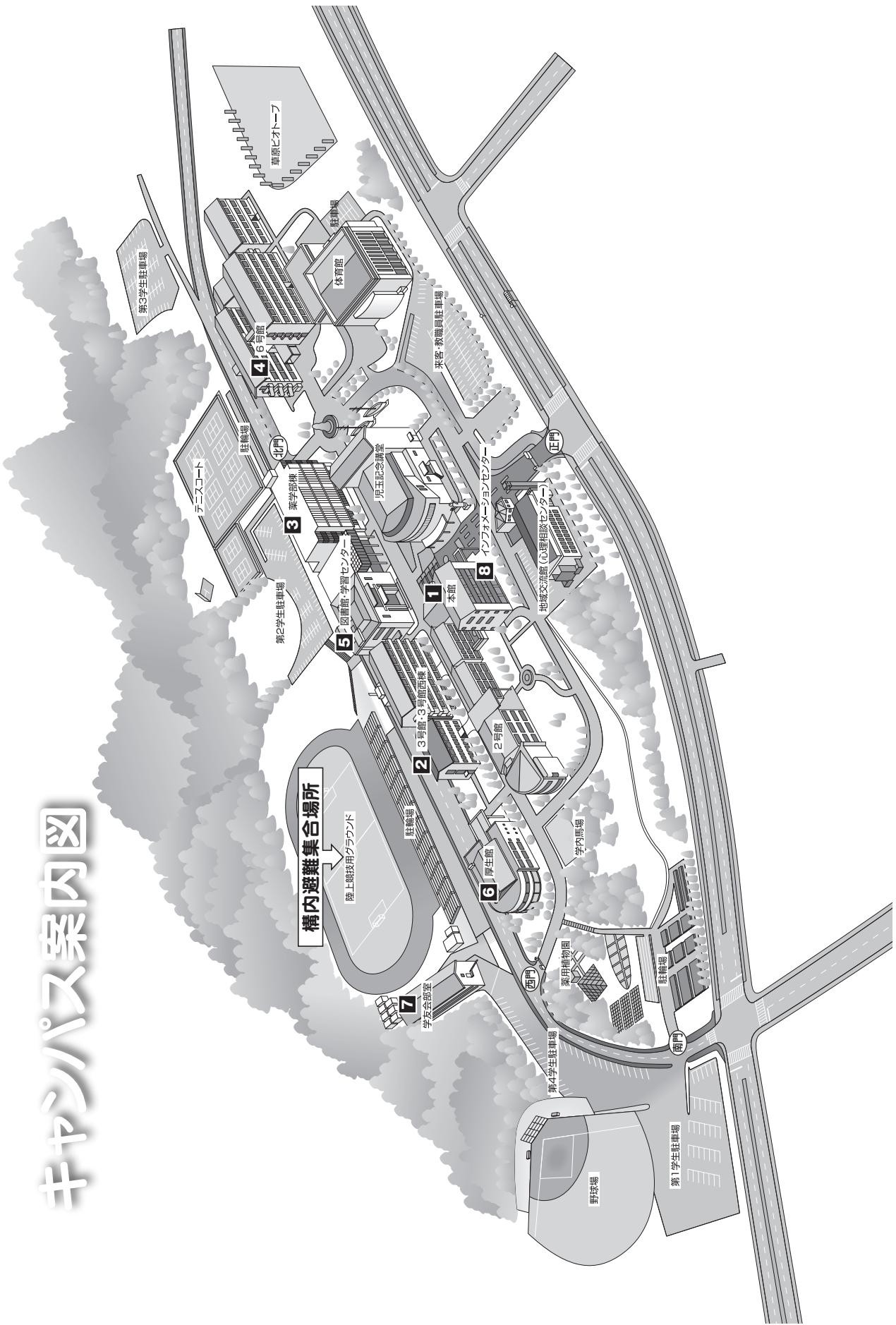
個人情報の正確性及び安全性を確保するため、情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策を実施し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の予防に努めます。

以上

上記の内容を踏まえ、いわき明星大学では、以下の目的で個人情報を取扱います。

- ① 本学の研究・教育に利用する。
- ② 学生の指導・助言に利用する。
- ③ 本学の教育改革・教育改善に利用する。

キャンパス案内図



卒業まで大切に保管しましょう!

- 「履修の手引」は、みなさんが学業を進めていくうえで必要不可欠な履修に関する事項を収録したものです。卒業時まで使用します。
- 「履修の手引」は、入学時にのみ配付するものです。紛失した場合の再配付はいたしませんので、卒業するまで大切に保管して下さい。
- 「履修の手引」は、履修ガイダンスおよび教職等諸資格のガイダンス時に、必ず持参して下さい。
- 「履修の手引」の内容の一部が変更されることがあります。その場合は、変更部分のみの資料配付、または掲示等でお知らせします。

再配付しませんので、必ず名前を書きましょう。

学籍番号	L	1	5			
氏名						

履修の手引（教養学部）

平成27年度入学者用

平成27年(2015年)4月1日 発行

いわき明星大学

〒970-8551
福島県いわき市中央台飯野5-5-1
TEL 0246(29)5111(代)

非売品

